

# 埼玉県議会時報

No.282 / 令和3年7月臨時会・8月臨時会・9月定例会 — 埼玉県議会事務局

 彩の国 埼玉県





# 目 次

## 7月臨時会

7月臨時会のあらまし	1
7月臨時会の経過	2
議席一覧表	5
会派構成	5
正副議長	5
委員会委員名簿	6
知事提案説明	9
説明者一覧	11
委員長報告	12
議案の審議結果（知事提出議案）	15

## 8月臨時会

8月臨時会のあらまし	16
8月臨時会の経過	17
議席一覧表	20
会派構成	20
正副議長	20
委員会委員名簿	21
知事提案説明	24
説明者一覧	26
委員長報告	27
議案の審議結果（知事提出議案、議員提出議案）	30

## 9月定例会

9月定例会のあらまし	34
9月定例会会期日程	35
9月定例会の経過	36
新議長決まる	45
議席一覧表	46
会派構成	46
正副議長	46
委員会委員名簿	47
知事提案説明	51
説明者一覧	55
質疑質問	56
委員長報告	67
議案の審議結果（知事提出議案、議員提出議案）	82
陳情受付状況	102
閉会中における特定事件一覧表	104
議会日誌	106
請願案内・傍聴案内	

# 7月臨時会のあらまし



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

令和3年7月臨時会について、御報告いたします。

令和3年7月臨時会を7月9日(金)に開催しました。知事から議案1件が提出され、審議の上、採決を行いました。

その結果、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第8号)」1件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の7月8日(木)と会期中1日、計2日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

# 7月臨時会の経過

■ 7月8日（木）

## 議 運 日 誌



議会運営副委員長  
宇田川 幸夫



議会運営委員長  
立石 泰広



議会運営副委員長  
江原 久美子

午後3時32分開会

- 1 7月臨時会の付議予定議案について、砂川副知事から説明。
- 2 7月臨時会の会期予定について、7月9日（金）の1日間とすることを了承。
- 3 会派別所属議員数の変更に伴い、民主フォーラムの議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、本日付で議長が民主フォーラムの議席を変更。  
なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことを了承。
- 4 常任委員の所属変更について、次のとおり了承し、本日付で議長が変更。  
田 並 尚 明 議員（民主フォーラム）  
産業労働企業 → 警察危機管理防災
- 5 特別委員の所属変更について、次のとおり了承し、本日付で議長が変更。  
辻 浩 司 議員（民主フォーラム）  
公社事業対策 → 自然再生・循環社会対策  
なお、常任及び特別委員の所属変更について、開会日の本会議において報告を行うことを了承。
- 6 1名欠員となっている図書室委員に、山根史子議員を任命することを了承。  
なお、この件について、開会日の本会議において任命することを了承。
- 7 新型コロナウイルス感染防止の対応について、次のとおり、7月臨時会会期中の対応と

して申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。

(1) 本会議における対応

ア 3密回避のため、おおむね3分の1の議員は第4委員会室で審議。

ただし、採決時は全員が本会議場で審議。

イ 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。

ウ 議長席及び演壇に透明なアクリル板を設置し、その場におけるマスクの着脱を可能とする。

エ 傍聴者は、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。傍聴者が多数の時は、一部委員会室でのモニター傍聴とする。

(2) 委員会における対応

ア 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。

イ 傍聴席については、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。

8 新型コロナウイルス感染防止のため、本会議における議員の出席について、次のとおり決定。

(1) 議長、副議長及び議運正副委員長を除き、議員を3区分し、休憩または散会ごとに交代で第4委員会室にて審議。

(2) 第4委員会室で審議する議員についても、本会議に出席したものとみなす。

(3) 登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、本会議場で審議。

(4) 定めのない事項については、議長が判断する。

9 令和3年6月定例会委員会付託事件の審査結果について（報告）の正誤表について、開会日の本会議で報告することを了承。

午後3時51分閉会

■ 第1日〔7月9日（金）〕

## 議 運 日 誌（第1回）

午前9時32分開会

- 1 7月臨時会の付議予定議案について、質疑

がある場合には、次のとおりとすることを了承。

- (1) 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
  - (2) 質疑時間は1人5分以内
  - (3) 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
  - (4) 発言順序は多数会派順
  - (5) 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに
- 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
  - 3 県政記者クラブ加盟社が、本臨時会の本会議をテレビ取材することを了承。
- 午前9時37分休憩

#### 〔本会議〕

本日招集の令和3年7月臨時会は、午前10時3分に開会され、直ちに本会議が開かれた。

まず、去る7月8日付けで議席の変更を行った旨の報告がなされた。

次に、

56番 白土幸仁 議員

57番 権守幸男 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに決定された。

次に、山根史子議員の図書室委員の任命が行われた。

次に、諸報告に入り、

- 1 東間亜由子議員の議員辞職
- 2 常任委員の所属変更
- 3 特別委員の所属変更
- 4 6月定例会において可決した意見書・決議の処理結果
- 5 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者
- 6 委員会付託事件の審査結果について（報告）の正誤表

の報告がなされた。

次に、本臨時会に知事から提出された議案1件の報告がなされた後、知事提出議案が上程され、知事の提案説明が行われ、午前10時13分、一旦休憩した。

#### 議 運 日 誌 (第2回)

午前11時19分再開

##### 1 第105号議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 32番藤井健志議員（自民）及び16番中川浩議員（改革）が質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

(2) 付託表のとおり、各委員会に付託することを了承。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前11時21分休憩

#### 〔本会議〕

午後0時16分、本会議が再開され、知事提出議案（第105号議案）に対する質疑に入り、32番藤井健志議員（自民）及び16番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、それぞれ知事が答弁を行った。

次に、本臨時会に提出された第105号議案が各所管の委員会に付託された。

ここで、会議時間の延長が行われ、午後0時40分、再度休憩した。

#### 〔委員会〕

本会議休憩中、第105号議案の審査のため、企画財政、福祉保健医療、産業労働企業及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

#### 議 運 日 誌 (第3回)

午後6時19分再開

1 各常任委員会の審査結果を確認。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

3 自民委員から、先ほどの藤井議員の質疑に関して、通告から本会議場で執行部が答弁を行うまでの間に、議会と執行部、また執行部と市町村の信頼関係が崩れる行為があったので、調査及び改善を求める発言がなされた。

午後6時23分休憩

#### 〔本会議〕

午後6時37分、本会議が再開され、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第105号議案が上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

千葉達也 企画財政副委員長

渡 辺 大 福 祉 保 健 医 療 副 委 員 長  
松 井 弘 産 業 労 働 企 業 副 委 員 長  
権 守 幸 男 警 察 危 機 管 理 防 災 副 委 員 長  
が順次登壇し、午後6時52分、再度休憩した。

#### 議 運 日 誌 (第 4 回)

午後7時8分再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 第105号議案について
  - (1) 討論はないことを確認。
  - (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第105号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

- 3 今後の議事日程を確認。

午後7時9分閉会

#### 〔本 会 議〕

午後7時19分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、

原案可決 1件

と決定され、本臨時会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後7時21分、令和3年7月臨時会は閉会した。

#### ●会議時間及び出席議員数

午前10時3分開会 午前10時13分休憩

午後0時16分再開 午後0時40分休憩

午後6時37分再開 午後6時52分休憩

午後7時19分再開 午後7時21分閉会

出席議員89人 欠席議員0人

(令和3年7月9日現在在職議員89人)

#### ■ 会 期

7月9日(金) 1日間

会期延長なし

#### ■ 議決結果

議決件数 1件

原案可決 1件





# 議席一覽表

(3.7.9現在)



演壇

## 会派構成

自由民主党	49人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	9人	無所属	1人
公明党	9人	計	89人

## 正副議長

議長 木下高志 副議長 岡地 優

# 委員会委員名簿

(3.7.9現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

## 議会運営委員会委員

## 図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民)  ○宇田川幸夫 (自 民)  ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌児 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		石川 忠義 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		山本 正乃 (駐71-74)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
木村 勇夫 (駐71-74)		

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民)  ○永瀬秀樹 (自 民)	杉田 茂実 (県 民)
		山口 京子 (自 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		白根 大輔 (駐71-74)
		山根 史子 (駐71-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
小島 信昭 (自 民)		

## 常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	杉田 茂実 (県 民) 中川 浩 (改 革) 白根 大輔 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働業 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 本木 茂 (自 民) 欠
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 欠	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 中野 英幸 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 秋山 もえ (共産党) 山根 史子 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 浅井 明 (自 民) 辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎榮治郎 (自 民) 田並 尚明 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 欠

## 特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民)  ○藤 井 健 志 (自 民)	阿左美健司 (自 民) 高橋 稔裕 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 浅野目義英 (無所属) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民)  ○宇田川 幸 夫 (自 民)	宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 中野 英幸 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 齊藤 正明 (自 民) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民)  ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 内沼 博史 (自 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民)  ○安 藤 友 貴 (公 明)	深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 杉田 茂実 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 梅澤 佳一 (自 民) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民)  ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明) 欠	人材育成・ 文 化 ・ ス ポー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民)  ○松 澤 正 (自 民)	中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 白根 大輔 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民)  ○木 下 博 信 (自 民)	岡村 ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 石川 忠義 (県 民) 小久保 憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民)  ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村 ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 石川 忠義 (県 民) 岡田 静佳 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

# 知 事

## 提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに臨時県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、緊急を要する案件につきまして御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

国は、6月17日に本県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長いたしました。

これを受け、本県では6月21日以降、まん延防止等重点措置区域をさいたま市及び川口市の2市にするとともに、酒類の提供に係る要請を一部緩和するなどした上で、各種の対策を講じてまいりました。

現在、県民や事業者の皆様の御協力により、1週間における人口10万人当たりの新規陽性者数は、感染急増段階のステージⅢの目安である15人を下回っているものの新規陽性者数自体は増加傾向に転じています。

確保病床の使用率については、ステージⅢの目安である20%前後で推移しており、医療提供体制の負荷が懸念される状況にあります。

特に、複数の指標が感染爆発段階のステージⅣに達している東京都との往来が頻繁な地域で新規陽性者が多いことから、引き続き柔軟かつ強力な感染拡大防止対策を推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、専門家にも意見を伺った上で検討を行い、7月7日に特措法に基づき、重点措置を実施すべき期間の延長に係る公示を行うよう国に要請いたしました。

国では7月8日に、本県が重点措置を実施すべき期間を8月22日まで延長することを決定し、公示するとともに、基本的対処方針を変更したところです。

これを受け、本県ではさいたま市及び川口市の2市について、引き続き重点措置を実施すべき区域と

し、その他の地域も含めて飲食店等に対し、営業時間の短縮等を要請することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染収束の切り札であるワクチン接種については、県、市町村、医師会が一丸となって取り組んでおり、希望する高齢者への接種を7月末までに完了する見込みとなっております。

さらに、国は希望する全ての対象者への接種を10月から11月にかけて終わることを目指すため、財政支援策を講じ接種体制の強化を図ったところです。

県といたしましても、引き続き国と緊密に連携を図ることで、市町村を強力に支援し県民の皆様の一日も早い接種完了を目指してまいります。

今回の補正予算案は、これら当面緊急に対応すべき事業に係る経費を計上するものでございます。

以下、補正予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてです。

7月12日から8月22日までの期間、まん延防止等重点措置区域の2市及びその他61市町村の飲食店等を運営する事業者に対し、営業時間の短縮等を要件に協力金を支給します。

また、同期間、措置区域において建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える大規模施設や当該施設内のテナント等を運営する事業者に対し、午後8時までの営業時間の短縮等を要件に協力金を支給いたします。

さらに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」の取得を引き続き県内全域において推進するとともに、飲食店等の感染拡大防止対策の確実な実施を担保するため、認証にあたってのチェック項目の遵守状況について店舗に個別訪問し確認を行います。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援です。

飲食店における酒類の提供制限等により特に大きな影響を受けている酒類販売事業者等への支援として、令和3年7月の売上減少率が前年又は前々年同月比で、国の月次支援金の給付対象外となる30%以上50%未満の事業者に対し協力支援金を支給します。

また、令和3年4月から7月の月間売上げが前年

又は前々年同月比で70%以上減少している酒類販売事業者等に対しては、新たに特別枠を設け国の月次支援金に上乗せして協力支援金を支給します。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化です。

国が目標とする10月から11月にかけて希望する全ての対象者への接種を終えるため、7月末までとしていた個別接種を行う医療機関への財政支援を、8月以降も継続いたします。

また、職域接種について、一定の要件の下、中小企業が共同で実施する場合や大学等が実施する場合に財政支援を行ってまいります。

この結果、一般会計の補正予算額は、683億6,781万5千円となり、既定予算との累計額は、2兆3,878億7,062万2千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

## 7月臨時会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	塩川修
総務部長	小野寺亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土等
危機管理防災部長	安藤宏	労働委員会 委員長	青木孝明
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	山本光紀
保健医療部長	関本建二	監査委員	小山彰
産業労働部長	坂東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	宍戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

# 委員長報告

## 企画財政 委員長報告



副委員長 千葉 達也

### [目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	12
福祉保健医療	13
産業労働企業	13
警察危機管理防災	14

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、県の裁量で活用できる地方単独事業分の充当額が今回の補正予算では19億円にとどまり、12億円が温存されている。度重なるまん延防止等重点措置の期間延長により疲弊している事業者等に更なる支援が必要であると考え、残額の12億円を今後どのように活用するのか」との質疑に対し、「今後の感染状況により、8月22日以降もまん延防止等重点措置期間の更なる延長や段階的緩和措置を講じる場合は、飲食店等への協力金などで数億円の地方単独事業分を充当する必要があると考えている。また、今回提案している酒類販売事業者への支援についても国が8月分の月次支援金制度を延長した場合には、追加の対応が必要になることも考えられる。一方、県では事業者支援分である2,000億円の早期交付を国に求めているが、国から追加交付の情報はなく、財政措置が不透明な状況である。残額の12億円は、今後の感染状況や経済情勢を踏まえて、必要な場合には迅速かつ適切に活用していきたい」との答弁がありました。

また、「県として、国に対してどのような要望をしているのか」との質疑に対し、「昨日、知事名で西村経済再生担当大臣に対して、地方単独事業分、事業者支援分の更なる増額交付、事業者支援分2,000億円の早期交付と配分方法の見直しを要望させていただいた」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと



おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「ワクチン不足のため、接種を中止している市町村数を把握していないとのことだが、市町村がどれだけ困っているのか調査し、国へ申し入れるべきではないか。あわせて、感染者の約7割が1都3県で発症していることから、ワクチンの分配方法を見直し、1都3県に集中させるよう国に要望すべきではないか」との質疑に対し、「64歳以下の一般接種向けワクチンについては、これまでのワクチン供給量に比べて約3割減少している。ワクチンの確保ができず予約を開始できない状況も生じている。新規感染者の約7割が首都圏で発症している状況からも、首都圏を中心にワクチンを手厚く供給するよう国には要望をしているが、コロナ禍を一刻も早く収束させるために、国に対して十分な量のワクチンを供給するよう更に求めていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告

副委員長 松 井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラスの認証のために来店した職員が短時間で確認して帰ったという話を聞くが、本当に感染防止の意義が飲食店に伝わっているのか。また、モニタリング調査ということで、感染防止対策が不十分であるとの情報提供があった飲食店に、対策状況を確認することのだが、飲食店の気分を害し、逆効果になるのではないかと」との質疑に対し、「当該認証については、飲食店があらかじめ県のホームページに掲載されているセルフチェックシートでチェックした後に、職員が現地へ赴き確認するものである。そのため確認時間が短いというものもあるが、しっかりと確認している。また、モニタリング調査については、飲食店が事業継続をしていく上で、しっかりと感染対策し、安心して客に利用してもらうものである。決して違反を摘発するものではなく、感染対策を改めて確認するものであり、飲食店を支援していくという姿勢で取り組んでいく」との答弁がありました。

また、「感染防止対策協力金には、これまで多額の予算を投じてきたが効果はどうか。また、飲食店の感染頻度の測定や記録を基に事業効果を検証してこれからの対策に生かすべきと考えるが、事業の効果検証をどのように行っているのか」との質疑に対し、「新規陽性者数の増減については、様々な要因が考えられ、一概に当該取組だけで評価するのは難しい。しかし、先日まで新規陽性者数は減少に転じており、現在は増加に転じているものの、他県との

比較では本県は抑えられている方であり、一定の効果があるものと考えている。また、測定や記録による事業効果の検証については、現在、新規陽性者がどの飲食店に由来するか確認する方法がない。しかし、飲食店由来の新規陽性者が発生していることは事実なので、今後、新規陽性者が認証店舗由来なのか情報共有しながら、飲食店に対し、しっかりと感染対策を引き続き実施するようお願いしたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「まん延防止等重点措置の区域指定に当たっては、エビデンスに基づいた指定を行うこと及び市町村と緊密に相談を行うことの2点について要望したが、どのように検討したのか」との質疑に対し、「エビデンスについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法では市町村単位が基本であるため、市町村単位でデータの把握を行い、危惧される場所について指定を行っている。また、市町村との事前相談については、法的には知事が原則市町村単位で区域を定めるということになっている。一方、同法には市町村長から都道府県の対策本部長である知事に意見を申し述べるという規定があり、意見をいただければ当然考えなくてはいけないものと思っている」との答弁がありました。

次に、「緊急事態宣言期間中に営業時間短縮命令に従わなかった飲食店に過料を科すよう東京都が裁判所に通知し、25万円の過料が科されていることが都の発表で分かったとの報道があった。本県でもまん延防止等重点措置に基づく時間短縮命令違反の3店に対し過料の通知を裁判所に行ったと聞くが、都と同様の対応を行うのか」との質疑に対し、「7月9日現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請を30店舗、同条第3項の命令を11店舗、同法第80条に基づく過料の通知を3店舗について行っている。今後、裁判所の判断で過料というところがあれば公表を考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 議案の審議結果

## 知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
105	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第8号)	歳入歳出予算補正額 683億6,781万5千円 累計額 2兆3,878億7,062万2千円	原案可決

# 8月臨時会のあらまし



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

令和3年8月臨時会について、御報告いたします。

令和3年8月臨時会を8月27日(金)に開催しました。知事から議案1件、議員から議案2件がそれぞれ提出され、計3議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第9号)」1件を原案どおり可決しました。議員提出議案では、「新型コロナウイルス感染症による感染爆発と医療ひっ迫打破のため、更なる対策強化を求める意見書」など2件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の8月26日(木)と会期中1日、計2日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

# 8月臨時会の経過

8月26日（木）

## 議 運 日 誌



議会運営副委員長  
宇田川 幸夫



議会運営委員長  
立石 泰広



議会運営副委員長  
江原 久美子

午後2時開会

- 1 8月臨時会の付議予定議案について、砂川副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 8月臨時会の会期予定について、8月27日（金）の1日間とすることを了承。
- 3 新型コロナウイルス感染防止の対応について、次のとおり、8月臨時会会期中の対応として申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。
  - (1) 本会議における対応
    - ア 3密回避のため、おおむね3分の1の議員は第4委員会室で審議。  
ただし、採決時は全員が本会議場で審議。
    - イ 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。
    - ウ 議長席及び演壇に透明なアクリル板を設置し、その場におけるマスクの着脱を可能とする。
    - エ 傍聴者は、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。傍聴者が多数の時は、一部委員会室でのモニター傍聴とする。
  - (2) 委員会における対応
    - ア 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。
    - イ 傍聴席については、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。
- 4 新型コロナウイルス感染防止のため、本会議における議員の出席について、次のとおり

決定。

- (1) 議長、副議長及び議運正副委員長を除き、議員を3区分し、休憩または散会ごとに交代で第4委員会室にて審議。
- (2) 第4委員会室で審議する議員についても、本会議に出席したものとみなす。
- (3) 登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、本会議場で審議。
- (4) 定めのない事項については、議長が判断する。
- 5 埼玉県県庁舎再整備検討委員会参加者の推薦について、去る7月27日に同委員会委員長の高柳副知事から、同委員会に参加いただく方を1名推薦してほしい旨の依頼があった。推薦期限までに本委員会を開催する時間がなかったことから正副委員長により調整し、推薦する会派は自民とし、自民から本木茂議員を推薦するとの報告があったため、同議員を推薦した旨の報告がなされた。  
午後2時17分閉会

■ 第1日〔8月27日（金）〕

## 議 運 日 誌（第1回）

午前9時30分開会

- 1 8月臨時会の付議予定議案について、質疑がある場合には、次のとおりとすることを了承。
  - (1) 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
  - (2) 質疑時間は1人5分以内
  - (3) 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
  - (4) 発言順序は多数会派順
  - (5) 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに
- 2 自民から、新型コロナウイルス感染症による感染爆発と医療ひっ迫打破のため、更なる対策強化を求める意見書及び県による新型コロナウイルス感染症専用医療施設の速やかな整備等を求める決議を提出したい旨の発言がなされ、案文を配布し、今後の議運で協議することとした。

- 3 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
- 4 県政記者クラブ加盟社が、本臨時会の本会議をテレビ取材することを了承。  
午前9時39分休憩

#### 〔本会議〕

本日招集の令和3年8月臨時会は、午前10時2分に開会され、直ちに本会議が開かれた。

まず、新任者の紹介が行われ、

坂東由紀 教育委員会委員

間嶋順一 監査委員

が就任の挨拶を行った。

次に、

52番 小久保 憲一 議員

53番 新井 豪 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 2 現金出納検査結果（令和3年6月分）
- 3 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本臨時会に知事から提出された議案1件の報告がなされた後、知事提出議案が上程され、知事の提案説明が行われ、午前10時13分、一旦休憩した。

#### 議 運 日 誌（第2回）

午前11時2分再開

- 1 第106号議案について
  - (1) 質疑について、次のとおり確認。
    - ア 16番中川浩議員（改革）が質疑を行う。
    - イ ほかに質疑はない。
  - (2) 付託表のとおり、各委員会に付託することを了承。
- 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前11時3分休憩

#### 〔本会議〕

午前11時45分、本会議が再開され、知事提出議案（第106号議案）に対する質疑に入り、16番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、本臨時会に提出された第106号議案が各所管の委員会に付託され、午後0時3分、再度休憩した。

#### 〔委員会〕

本会議休憩中、第106号議案の審査のため、企画財政、福祉保健医療、産業労働企業及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

#### 〔本会議〕

午後4時50分、本会議が再開され、会議時間の延長が行われ、午後4時50分、休憩した。

#### 議 運 日 誌（第3回）

午後5時16分再開

- 1 各常任委員会の審査結果を確認。
- 2 新型コロナウイルス感染症による感染爆発と医療ひっ迫打破のため、更なる対策強化を求める意見書及び県による新型コロナウイルス感染症専用医療施設の速やかな整備等を求める決議について意見交換。内容を了承し、議運委員の連名の議員提出議案として本臨時会に提案することを了承。

なお、この件については、本日の本会議において、急施事件と認定することを了承。

- 3 次の本会議休憩までの議事日程を確認。  
午後5時18分休憩

#### 〔本会議〕

午後5時32分、本会議が再開され、まず、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第106号議案が上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

千葉達也 企画財政副委員長  
岡田静佳 福祉保健医療委員長  
松井弘 産業労働企業副委員長  
内沼博史 警察危機管理防災委員長  
が順次登壇し、午後5時48分、再度休憩した。

#### 議 運 日 誌（第4回）

午後6時4分再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 第106号議案について
  - (1) 討論はないことを確認。
  - (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第106号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

### 3 議員提出議案について

- (1) 意見書案1件、決議案1件の案文及び提案者を確認。
- (2) 両議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 両議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 両議案とも委員会審査は省略することを確認。
- (5) 両議案とも討論はないことを確認。
- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議第33号議案及び議第34号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

### 4 今後の議事日程を確認。

午後6時6分閉会

## 〔本 会 議〕

午後6時17分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、

原案可決 1件

と決定された。

次に、議員から提出された議第33号議案及び議第34号議案（意見書案1件、決議案1件）の報告後、本議案を急施事件と認め、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決され、本臨時会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後6時22分、令和3年8月臨時会は閉会した。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時2分開会      午前10時13分休憩  
 午前11時45分再開      午後0時3分休憩  
 午後4時50分再開      午後4時50分休憩  
 午後5時32分再開      午後5時48分休憩  
 午後6時17分再開      午後6時22分閉会

出席議員85人 欠席議員4人

(令和3年8月27日現在在職議員89人)

## ■ 会 期

8月27日(金) 1日間

会期延長なし

## ■ 議決結果

議決件数            3件（うち議員提出のもの2件）

原案可決            3件



# 議席一覽表

(3. 8. 27現在)



演壇

## 会派構成

自由民主党	49人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	9人	無所属	1人
公明党	9人	計	89人

## 正副議長

議長 木下高志      副議長 岡地 優



# 委員会委員名簿

(3.8.27現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

## 議会運営委員会委員

## 図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民)  ○宇田川幸夫 (自 民)  ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌児 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		石川 忠義 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		山本 正乃 (駐71-74)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
木村 勇夫 (駐71-74)		

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民)  ○永瀬秀樹 (自 民)	杉田 茂実 (県 民)
		山口 京子 (自 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		白根 大輔 (駐71-74)
		山根 史子 (駐71-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
小島 信昭 (自 民)		

## 常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	杉田 茂実 (県 民) 中川 浩 (改 革) 白根 大輔 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 本木 茂 (自 民) 欠
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 欠	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 中野 英幸 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 秋山 もえ (共産党) 山根 史子 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 浅井 明 (自 民) 辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎榮治郎 (自 民) 田並 尚明 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 欠

## 特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民)  ○藤 井 健 志 (自 民)	阿左美健司 (自 民) 高橋 稔裕 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 浅野目義英 (無所属) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民)  ○宇田川 幸 夫 (自 民)	宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 中野 英幸 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 齊藤 正明 (自 民) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民)  ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 内沼 博史 (自 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民)  ○安 藤 友 貴 (公 明)	深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 杉田 茂実 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 梅澤 佳一 (自 民) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民)  ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明) 欠	人材育成・ 文 化 ・ ス ポー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民)  ○松 澤 正 (自 民)	中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 白根 大輔 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民)  ○木 下 博 信 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 石川 忠義 (県 民) 小久保憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民)  ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 石川 忠義 (県 民) 岡田 静佳 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

# 知 事

## 提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに臨時県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、緊急を要する案件につきまして御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本県では、7月12日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が4度目の延長となり、飲食店等への営業時間の短縮要請や酒類の提供自粛など県民、事業者の皆様にご協力いただきながら各種対策を講じてまいりました。

しかしながら、新規陽性者数の増加傾向に歯止めがかからないことから、国は7月30日に本県、千葉県、神奈川県及び大阪府を緊急事態措置区域に追加する変更を行い、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までといたしました。

さらに、8月17日には医療提供体制が首都圏を中心に非常に厳しくなっていることなどから、同期間を9月12日まで延長しました。

そこで、本県では緊急事態措置及び同期間の延長等をそれぞれ決定し、速やかに県民や事業者の皆様にご協力をお願いしたところです。

直近の感染状況を見ますと、本県の1日当たりの新規陽性者数は8月に入り1,000人を超える日が続き、8月19日には過去最多の2,169人となり、爆発的に感染が拡大しています。

医療提供体制のひっ迫は極めて深刻な状況で、救急搬送や一般医療の提供にも影響が生じており、このままの勢いで感染拡大が進むと、救える命も救うことのできない、命の危機に直面する状況となります。

このような状況に鑑み、専門家にも意見を伺った上で検討を行い、引き続き飲食店や大規模施設等に対し、酒類の提供停止や営業時間の短縮等を要請す

るとともに、自宅及び宿泊療養中などにおける医療提供体制を強化することといたしました。

今回の補正予算案は、これら当面緊急に対応すべき事業に係る経費を計上するものでございます。

以下、補正予算の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてです。

緊急事態措置の期間が9月12日まで延長されたことに伴い、県内全域の飲食店等を運営する事業者に対し、酒類の提供等の有無に応じて休業や営業時間の短縮等を要件に協力金を支給します。

また、同期間、県内全域において建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える大規模施設や当該施設内のテナント等を運営する事業者に対し、午後8時までの営業時間の短縮等を要件に協力金を支給します。

さらに、ワクチン接種が感染拡大防止の切り札とされることから、ワクチン接種を希望しない方の割合が高いとされる若年層向けにSNS等を用い、正しい情報を伝える広報を実施することで、若年層のワクチン接種を促します。

次に、感染拡大の影響を受けている事業者への支援です。

令和3年4月から6月に引き続き、7月から9月について飲食店等の営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の影響により、月間売上が減少している事業者を対象に、国が給付する月次支援金に加算して協力支援金を支給します。

また、飲食店における酒類の提供自粛等により特に大きな影響を受けている酒類販売事業者等への支援として、令和3年8月及び9月について、4月から6月までと同様の支援を行います。

加えて、厳しい経営環境が長期化していることを踏まえ、令和3年7月から9月については給付要件を更に緩和し、月間売上が15%以上減少する事業者まで対象を拡大するとともに、月間売上が90%以上減少する事業者には、上限額を引き上げて協力支援金を支給します。

次に、医療提供体制の強化です。

今後、新型コロナウイルス感染症患者の更なる増大と病床のひっ迫に備え、入院が必要と判断された患者の搬送先が確定するまでの間、緊急的に酸素投

与を行う施設、「酸素ステーション」を県内4か所に設置いたします。

加えて、14か所の宿泊療養施設で酸素療法を実施するほか、1か所の宿泊療養施設を臨時の医療施設とし、抗体カクテル療法を実施することで、療養期間中の安全性を高めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の後遺症対策として、8医療機関に後遺症外来を標榜していただき、実施した診療について症例集を作成し、他の医療機関に提供することで、多くの医療機関で後遺症の外来診療が可能になるよう働き掛けを行います。

このほか、生活福祉資金の特例貸付について、国が受付期間を11月末まで延長したことに伴う県社会福祉協議会に対する貸付原資等の補助の増額などを行います。

この結果、一般会計の補正予算額は、561億2,017万1千円となり、既定予算との累計額は、2兆4,439億9,079万3千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

## 8月臨時会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	塩川修
総務部長	小野寺亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土等
危機管理防災部長	安藤宏	労働委員会 委員長	青木孝明
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	小山彰
保健医療部長	関本建二	監査委員	間島順一
産業労働部長	坂東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	宍戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

# 委員長報告

## 企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

### [目次]

	頁
常任委員会	
企画財政	27
福祉保健医療	28
産業労働企業	28
警察危機管理防災	29

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第106号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策は、特にこの1か月が重要である。予備費9億5千万円を含め、今後の施策に活用できる財源を確保できるのか。また、財源がなくて政策が打ち出せないということはあってはならないがどうか」との質疑に対し、「国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分の79億円では十分とは言えない。国も5兆円の予備費があるが、既にその半分を使っている状況である。今後、編成される国の補正予算等で追加の臨時交付金の交付を要望していく。また、新たな財源が必要となる場合は、今ある財源をフルに活用し、迅速かつ適切な対応ができるよう予備費の活用も含め検討したい」との答弁がありました。

また、「今回、酸素ステーションなどを設置するが、これまでに中等症患者用の病床を増やすべきではなかったのか。それは財源がなかったからできなかったのか。また、今後更に感染拡大することも考えられるが、財源面で対応できるのか」との質疑に対し、「財源的な理由によるものではない。担当部局でも感染拡大した場合の対策について検討しているので、その状況を踏まえ財源についてもしっかりと担保していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告

委員長 岡田 静佳



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第106号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「高齢者・障がい者入所施設及び通所施設の職員に対するPCR検査については、さきの6月定例会でPCR検査の在り方を見直すよう、附帯決議がなされたところである。今回、契約を変更し、単価が大幅に減額されたとのことであるが、以前の委託先と比べて検査方法や検査精度に違いがあるのか」との質疑に対し、「検査方法については、委託先を変更した後も従前と同じ個別PCR法で実施している。検査精度については、国が示している検査手順に沿って行っているため、問題ないと考えている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「酸素療法や抗体カクテル療法を新たに委託して取り組むとのことだが、先日、県が健康観察を委託している『埼玉県宿泊・自宅療養者支援センター』が安否確認など適切な業務を遂行していなかったため、自宅療養中の患者が亡くなったという報道があった。県では、委託先の業務量や人員体制を把握していたのか。また、業務委託の適切な管理について、今後どのように改善するのか」との質疑に対し、「業務のひっ迫状況を確認するため委託先には日報の提出を求めていたが、本年7月下旬以降、感染者の急増を理由に日報の提出が滞っていた。そのため、頻繁に連絡したり、直接訪問して状況を聞き取ったりしたが、日報は提出されず、業務状況を確認できなかった。改善に向けて、患者の健康状況を簡便に把握できるクラウドシステムの導入準備を進めているほか、委託業務を切

り分けて複数の事業者へ委託することで負担を分散していく」との答弁がありました。

次に、「若年層のワクチン接種が遅れている。希望する県民のワクチン接種はいつ頃終わる予定なのか。また、接種が遅れている市町村について、接種を早めるよう指導しないのか」との質疑に対し、「ワクチンは、新型コロナウイルスの感染収束の鍵と認識している。本年9月末までには12歳以上の人口の8割に当たる方の2回分のワクチンが分配されるので、接種のペースを更上げて、11月までには希望者の接種を終わらせたいと考えている。また、接種が遅れている市町村については、接種のペースを上げるために、好事例の紹介や接種体制の確保などの支援に取り組んでいく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告

副委員長 松井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第106号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「営業時間短縮要請や、酒類提供自粛等の対策が経済に与えた影響を考えると、今後、経済の活性化を図るためにワクチン接種証明書の活用を図ることが効果的と考えるが、どうか」との質疑に対し、「国において、経済の活性化を図るため、ワクチン接種証明書を活用する方針と聞いている。感染防止対策と経済活性化の両立に向けて、県としてワクチン接種証明書の活用の検討が必要と考えている。ワクチン接種証明書の導入方策について、検討を深



めていきたい」との答弁がありました。

また、「今回、酒類販売事業者等協力支援金について、新たに売上減少率90%以上の事業者に対し上乗せで支援したり、支援対象を売上減少率15%以上の事業者に広げたりした根拠、理由について何う」との質疑に対し、「酒類提供自粛の要請が長期化しており、事業者から、経営が一層困難となっているとの声を聞く。そのような中、国から事業者に対する更なる上乗せ支援と支給要件の緩和について要請があり、県として支援を拡充したものである。なお、上乗せ支援を行うことで約40者の支給額が増額となり、支援対象を広げることで約350者が新たに支援の対象となると見込んでいる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告

委員長 内 沼 博 史



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第106号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「これまで県では大型商業施設に対して『繁忙期の2分の1程度を目安に』入場整理を要請していたが、今年20日からは当該基準が削除された。目安の提示をやめることにより、大型商業施設の人流が増えることにならないか」との質疑に対し、「これまで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県独自の取組として要請していたが、今年18日に国の基本的対処方針が変更され、表記を当該対処方針に合わせた。なお、今年開催された全国

知事会で、国に対し具体的な基準を示すように求めており、要請内容を緩めたということではない。さらに今回初めて国の基本的対処方針において、百貨店の地下の食品売場等が要請対象となったことから、県では1,151施設に対し入場整理等を行うよう個別要請を行っており、目安の提示がなくなったことによつて、人流が増加することにはならないと考えている」との答弁がありました。

次に、「営業時間等短縮要請に応じない飲食店に対し、特措法に基づく命令等を行っていると思うが、まん延防止等重点措置期間中の裁判所への過料事件通知及び緊急事態措置期間中の要請の実施件数はどれくらいか。また、県では終日酒類の提供中止を要請しているが、現地調査の中で、酒類提供の中止についても確認しているのか」との質疑に対し、「本年8月1日までのまん延防止等重点措置期間において、10店舗について所管する地方裁判所へ過料事件通知を行った。また、その後の緊急事態措置期間については、8月26日現在で個別要請を17店舗に対して行っている。現地調査では、営業時間短縮要請の協力状況だけでなく、酒類提供の有無についても調査しており、酒類提供を行っている店舗に対しては、順次、電話等で協力を要請している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 議案の審議結果

## 知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
106	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第9号)	歳入歳出予算補正額 561億2,017万1千円 累計額 2兆4,439億9,079万3千円	原案可決

# 議員提出議案（意見書・決議）

議第33号議案

## 新型コロナウイルス感染症による感染爆発と医療ひっ迫打破のため、更なる対策強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症においては、変異株による爆発的感染拡大により、新規陽性者数がこれまでにない規模で全国的に増加している。夏場における救急医療需要の高まりと相まって、医療提供体制のひっ迫は極めて深刻であり、既に、救える命が救えない危機的な状況であることから、一刻も早く、現下の感染拡大を抑えることが急務である。

8月半ばには、新型コロナウイルスワクチンを少なくとも1回接種した人の割合が総人口の5割を超えたが、今後は接種回数が頭打ちになることも懸念されている。

また、大都市圏では、20歳～40歳代の感染増に伴い、親などからの家庭内感染により、子供の新規陽性者数も増加傾向が続いており、夏休み明けには、学校内などでの感染拡大も懸念される。一方で、休校等の措置を講じた場合、在宅時間の長時間化やそれによる親や子供のストレスの高まりにより、児童虐待が潜在化、深刻化するリスクも指摘されている。

こうした中、国の専門家組織「アドバイザリーボード」では、全国の感染状況について「災害レベルの状況にある」として、都道府県が主体となって地域の医療資源を最大限活用し、新たに特例承認された中和抗体薬の活用や重症化に迅速に対応できる体制を早急に整備するとともに、全国的に厳しい感染状況が少なくとも当面は続くという前提で、臨時の医療施設などの整備を含め、早急に対策を進める必要があるとしている。

よって、国においては、下記の事項を早急を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 地方自治体において臨時の新型コロナウイルス感染症専用医療施設を新規に整備する場合には、運営費も含めて必要な財政支援を図ること。
- 2 都市封鎖（ロックダウン）も視野に入れた法整備に向けて取り組むこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症のまん延状況に対応した医療体制の構築を進められるよう、新規陽性者急増時における一般医療の制限を行う範囲等の指針について国が責任を持って明らかにするとともに、当該制限に伴い生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を行うことにより、実効性を高める法整備を進めること。
- 4 抗原検査キットの無料配布等により、必要な人が必要な時に検査を受けられるよう検査体制の強化を図ること。
- 5 国民・事業者に対する支援金制度の更なる拡充を図ること。
- 6 ワクチン接種の対象外である12歳未満の子供を養育する親世代への早期接種を進めるなどの支援を図ること。
- 7 休校等の措置により、児童虐待が潜在化、深刻化する事態を防ぐため、相談窓口の拡充に取り組む地方自治体や地域で子育て支援を行う団体等への支援を強化すること。
- 8 感染拡大を食い止めるエビデンスに基づいた施策を実施するために、新型コロナウイルス感染症に関する感染力や重症化リスクなどの様々なデータの調査・分析を進めて、国民及び地方自治体へ

迅速にフィードバックするとともに、地方自治体が行う施策に対して、人的・財政的支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣

様

原案可決

議第34号議案

## 県による新型コロナウイルス感染症専用医療施設の 速やかな整備等を求める決議

新型コロナウイルス感染症においては、変異株による爆発的感染拡大により、新規陽性者数がこれまでにない規模で全国的に増加している。夏場における救急医療需要の高まりと相まって、医療提供体制のひっ迫は極めて深刻であり、既に、救える命が救えない危機的な状況であることから、一刻も早く、現下の感染拡大を抑えることが急務である。

こうした中、国の専門家組織「アドバイザリーボード」では、都道府県が主体となって地域の医療資源を最大限活用し、新たに特例承認された中和抗体薬の活用や重症化に迅速に対応できる体制を早急に整備するとともに、全国的に厳しい感染状況が少なくとも当面は続くという前提で、臨時の医療施設などの整備を含め、早急に対策を進める必要があるとしている。

本県では、既に、県内の医療機関からの公募により、新型コロナウイルス感染症専用医療施設の病床整備を行っている。しかしながら、今般の病床確保における緊急性に鑑み、県自らが、新型コロナウイルス感染症専用医療施設を整備することや、県が借り上げているホテル等で酸素吸入、抗体カクテル療法にとどまらない医療提供ができるように整備することが必要である。

また、県としても、新型コロナウイルス感染症に関する感染力や重症化リスクなどの国の様々なデータを活用し、感染拡大を食い止めるエビデンスに基づいた施策を実施することが重要である。

さらに、自宅療養者に対する健康観察業務を行っている宿泊・自宅療養者支援センターにおいて健康観察を行っていた患者の死亡事例も発生した。また、自宅療養者の終了報告が県に行われず、過大な自宅療養者数が発表されるなど、重大な機能不全が生じており、当該センターに対して県としての管理責任を全うしていく必要がある。

よって、本県議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医療提供体制がひっ迫している厳しい状況において県民の命を守るため、県において下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 ホテル等の臨時医療施設化を早急に実施するとともに、速やかに新型コロナウイルス感染症対策専用医療施設の整備を検討すること。
- 2 宿泊・自宅療養者支援センター等において実施している軽症の自宅療養者の健康観察業務については、県の責任において業務委託の適切な管理を行うこと。
- 3 消毒作業等を実施する委託業者の拡大などにより、ホテル等宿泊療養施設の稼働率を高めること。  
以上、決議する。

令和3年8月27日

埼玉県議会

原案可決

# 9月定例会のあらまし



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

令和3年9月定例会について、御報告いたします。

令和3年9月定例会を9月24日(金)から10月14日(木)まで開催しました。知事から議案44件、議員から議案16件がそれぞれ提出され、計60議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第10号)」など15件を原案どおり可決、「彩の国功労賞の贈呈について」など26件に同意、「令和2年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」など3件を継続審査としました。議員提出議案では、「北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議」など16件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の9月17日(金)と会期中4日、計5日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

# 9月定例会

令和3年9月定例会会期日程

自 9月24日  
至 10月14日 21日間

日次	月日	曜	開会時刻	摘 要
第1日	9月24日	金	午前10時	開会、知事提出議案の報告、上程
第2日	9月25日	土		休日休会
第3日	9月26日	日		”
第4日	9月27日	月		議案調査
第5日	9月28日	火		”
第6日	9月29日	水		”
第7日	9月30日	木	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第8日	10月1日	金	”	”
第9日	10月2日	土		休日休会
第10日	10月3日	日		”
第11日	10月4日	月	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第12日	10月5日	火	”	”
第13日	10月6日	水	”	” 議案及び請願の委員会付託
第14日	10月7日	木		議案調査
第15日	10月8日	金		委員会
第16日	10月9日	土		休日休会
第17日	10月10日	日		”
第18日	10月11日	月		委員会・議案調査
第19日	10月12日	火		委員会（特別）
第20日	10月13日	水		議案調査
第21日	10月14日	木	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

# 9月定例会の経過

9月17日（金）

## 議 運 日 誌



議会運営副委員長  
宇田川 幸夫



議会運営委員長  
立石 泰広



議会運営副委員長  
江原 久美子

午後2時1分開会

- 1 9月定例会の付議予定議案について、砂川副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	計
自 民	1	1	1	2	3	8
県 民	1		1			2
民主フォーラム	1					1
公 明		1		1		2
共 産 党		1				1
改 革						
無 所 属			1			1
計	3	3	3	3	3	15

- 4 質疑質問者氏名、質問形式及び質問日の報告期限は、開会日前日に当たる9月22日（水）の正午までとすることを了承。
- 5 9月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、9月24日から10月14日までの21日間とすることを了承。
- 6 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとすることを確認。
- 7 9月定例会会期中の新型コロナウイルス感

染防止の対応について、次のとおり申し合わせるるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。

### (1) 本会議における対応

ア 3密回避のため、おおむね3分の1の議員は第4委員会室で審議する。

ただし、採決時は全員が本会議場で審議。

イ 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。

ウ 議長席、演壇及び一般質問（一問一答式）の質問者席に透明なアクリル板を設置し、その場におけるマスクの着脱を可能とする。

エ 傍聴者は、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。傍聴者が多数の時は、一部委員会室でのモニター傍聴とする。

### (2) 委員会における対応

ア 原則ドアは開放し、おおむね30分ごとに窓を開け、換気する。

イ 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。

ウ 傍聴者については、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。

### 8 新型コロナウイルス感染防止のため、本会議における議員の出席について、次のとおり決定。

- (1) 議長、副議長及び議運正副委員長を除き、議員を3区分し、休憩または散会ごとに交代で第4委員会室で審議する。
- (2) 第4委員会室で審議する議員についても、本会議に出席したものとみなす。
- (3) 登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、本会議場で審議する。
- (4) 定めのない事項については、議長が判断する。

なお、緊急事態宣言の期間は9月30日までだが、本定例会会期中は同対応を継続して実施することを了承。

### 9 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。



10 第21回都道府県議会議員研究交流大会について説明。

今回は会場とオンラインによる2つの参加方式により開催されるが、現下の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、参加方式はオンライン参加のみとすることを了承。

なお、オンライン参加の場合は議会の議決は不要である旨を説明。

11 開会日に開催予定の議員政策研修会について説明。

なお、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、講師がオンラインで講演するものを、議員がそれぞれ視聴する形とし、例年参加を呼び掛けている各市町村議会正副議長もオンライン配信による視聴のみとなる旨を併せて説明。

12 一般質問における一問一答式の答弁者待機席の変更について、音響設備の関係により、令和3年6月定例会から設置した待機席の位置を、現県民生活部長席に移動することを了承。

13 新たな5か年計画の策定についての議案が今定例会で提出されることから、過去の例にならない、新たな5か年の策定に関する特別委員会を設置し、審査することを了承。

今後の議運で設置に向けた協議を行うこととした。

14 ペーパーレス会議システムの試行導入について、本定例会から同システムの試行運用を開始し、試行期間中は紙媒体の資料と併用することに伴い、議会関係資料の電子化について、議長から執行部に申し入れることを了承。

また、令和4年度からの本格実施に向けて、今定例会閉会後にアンケートを実施する旨を説明。

15 自民から、北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議を提案したい旨の発言がなされ、開会日9月24日の議運で、案文、提案者等を確認のうえ、同日の本会議に上程することを了承。

午後2時35分閉会

## ■ 9月24日（金）

### ◆◆◆◆◆ 代 表 者 会 議 ◆◆◆◆◆

午前9時1分開会

- 1 知事追加提出議案（表彰議案）について、知事から説明。
- 2 埼玉県議会議員表彰における副賞について、総務課長から説明。
- 3 議員安否確認システム利用訓練の実施について、政策調査課長から説明。

午前9時 3分休憩

午前9時 4分再開

午前9時 8分閉会

## ■ 第1日〔9月24日（金）〕

### 議 運 日 誌

午前9時31分開会

- 1 中野英幸議員から議長宛てに議員辞職願が提出された旨の報告があり、本日の本会議冒頭で、異議なし採決により諮ることを了承。  
また、辞職許可後の会派別所属議員数は次のとおりとなることを確認。

会派名称（略称）	所属議員数	代表者氏名
埼玉県議会自由民主党議員団 （自 民）	48	小島 信昭
無所属県民会議 （県 民）	14	岡 重夫
埼玉民主フォーラム （民主フォーラム）	9	田並 尚明
埼玉県議会公明党議員団 （公 明）	9	西山 淳次
日本共産党埼玉県議会議員団 （共産党）	6	柳下 礼子
無所属改革の会 （改 革）	1	中川 浩
無所属	1	—
合 計	88 (欠員5)	

- 2 中野英幸議員の辞職許可後、会派別所属議員数の変更に伴い、自民の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、自民の議席を変更することを了承。

なお、議席の一部変更については、本日の議事の最後に行うこととし、新議席への着席

は、9月30日（木）からとすることを了承。

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことを了承。

3 知事追加提出議案について、砂川副知事から説明。

4 議員提出議案について

- (1) 決議案1件の案文及び提案者を確認。
- (2) 提案説明はないことを確認。
- (3) 質疑はないことを確認。
- (4) 委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論はないことを確認。
- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議第35号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

5 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名を確認し、発言順位の調整を行った。

その結果は次のとおりである。

月日（曜）	発言順位	議席番号	氏 名	会派名	質問形式
9月30日(木)	1	66	武内 政文	自 民	一 括
	2	45	石川 忠義	県 民	一問一答
	3	77	山本 正乃	民主フォーラム	一 括
10月1日(金)	1	8	逢澤圭一郎	自 民	一問一答
	2	90	石渡 豊	公 明	一 括
	3	78	柳下 礼子	共 産 党	一 括
10月4日(月)	1	20	松井 弘	自 民	一 括
	2	15	杉田 茂実	県 民	一 括
	3	44	浅野目義英	無 所 属	一問一答
10月5日(火)	1	21	高木 功介	自 民	一 括
	2	57	権守 幸男	公 明	一 括
	3	48	岡田 静佳	自 民	一問一答
10月6日(水)	1	38	横川 雅也	自 民	一問一答
	2	69	新井 一徳	自 民	一問一答
	3	80	諸井 真英	自 民	一 括

6 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を質疑質問の中日・10月4日（月）、案文を質疑質問の最終日・10月6日（水）、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・10月14日（木）の朝までに議運委員長に

報告することを了承。

7 本日の議事日程を確認。

8 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前9時49分散会

### 〔本 会 議〕

本日招集の令和3年9月定例会は、午前10時3分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、中野英幸議員の議員辞職の件が議題とされ、許可された。

次に、

50番 永 瀬 秀 樹 議員

51番 日下部 伸 三 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から10月14日までの21日間とすることに決定された。

次に、議員から提出された議第35号議案（決議案1件）の報告後、本議案を急施事件と認め、上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決された。

次に、諸報告に入り、

- 1 8月臨時会において可決した意見書・決議の処理結果
- 2 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 3 地方自治法第150条第6項の規定に基づく報告
- 4 一般会計、特別会計及び公営企業会計継続費精算
- 5 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況
- 6 地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定に基づく法人の業務実績に関する評価及び中期目標期間の業務実績見込みに関する評価
- 7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告
- 8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく報告
- 9 埼玉県債権の適正な管理に関する条例第8条の規定に基づく報告
- 10 埼玉県観光づくり推進条例第16条第5項の規定に基づく報告

11 埼玉県農林水産業振興条例第7条第4項の規定に基づく報告

12 現金出納検査結果（令和3年7月分）

13 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案14件の報告、第119号議案「令和2年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第120号議案「令和2年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に係る関係書類提出の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

最後に、議席の一部変更が行われた。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時3分開会 午前10時22分散会

出席議員89人 欠席議員なし

（令和3年9月24日現在在職議員89人）

※中野英幸議員辞職許可後の在職議員数は88人

### ■ 第2日〔9月25日（土）〕

休日休会

### ■ 第3日〔9月26日（日）〕

休日休会

### ■ 第4日〔9月27日（月）〕

議案調査

### ■ 第5日〔9月28日（火）〕

議案調査

### ■ 第6日〔9月29日（水）〕

議案調査

### ■ 第7日〔9月30日（木）〕

#### 議 運 日 誌（第1回）

午前9時29分開会

1 知事追加提出議案（第121号議案）について、砂川副知事から説明（急施を要するので、他の案件に先立って審議されたい旨、要請があった。）。

2 知事追加提出議案（第121号議案）の取扱

いについて

(1) 本日の本会議に上程し、提案説明、一般質問3人目終了後に質疑、委員会付託を行い、委員会を開会。その後、委員長報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うことを了承。

(2) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、一般質問1人目終了後の休憩中速やかに

3 5か年計画に関する特別委員会について協議した結果、次のとおりとすることに決定。

(1) 新たに設置する特別委員会の名称は「5か年計画特別委員会」、付託事件は「新たな5か年計画の策定等に関する件」、定数は18人とすること。

(2) 5か年計画特別委員会の委員配分は、次のとおりとすること。また、委員予定者名簿は10月4日（月）午後5時までに提出すること。

会派 委員会	自民	県民	民主 フォーラム	公明	共産党	改革	無所属	計	定数
5か年計画	10	3	2	2	1			18	18

4 本日の議事日程を確認。

5 ペーパーレス会議システムの導入の一環として、パネル等の電子データをあらかじめ提出することで、本会議において、各議員がパソコンで閲覧することが可能となる旨を説明。

6 去る9月17日（金）の議運申合せを受け、今定例会の一般質問期間中は知事、副知事2名及び質疑・質問に係る部長等のみが本会議に出席することを了承。

午前9時40分休憩

### 〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、知事追加提出議案（第121号議案）の報告、上程が

なされ、知事の提案説明が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、

67番 武内政文 議員（自民）が登壇し、午前11時9分、一旦休憩した。

#### 議 運 日 誌（第2回）

午前11時46分再開

1 知事提出急施議案（第121号議案）について

(1) 71番中屋敷慎一議員（自民）及び16番中川浩議員が質疑を行うことを確認。

なお、ほかに質疑はないことを確認。

(2) 付託表のとおり、各委員会に付託することを了承。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前11時48分休憩

#### 〔本 会 議〕

午後1時1分、本会議が再開され、質疑質問が続行され、

45番 石川忠義 議員（県民）

77番 山本正乃 議員（民主フォーラム）が順次登壇した。

次に、知事提出急施議案（第121号議案）に対する質疑に入り、71番中屋敷慎一議員（自民）及び16番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、それぞれ知事が答弁を行った後、同議案が各所管の委員会に付託された。

ここで、会議時間の延長が行われ、午後4時30分、再度休憩した。

#### 〔委 員 会〕

本会議休憩中、知事提出急施議案（第121号議案）の審査のため、企画財政、産業労働企業及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

#### 議 運 日 誌（第3回）

午後8時9分再開

1 知事提出急施議案（第121号議案）に係る各委員会の審査結果を確認。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後8時10分休憩

#### 〔本 会 議〕

午後8時24分、本会議が再開され、まず、各常任

委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、知事提出急施議案（第121号議案）が上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

細田善則 企画財政 委員長  
永瀬秀樹 産業労働企業 委員長  
内沼博史 警察危機管理防災 委員長  
が順次登壇し、午後8時33分、再度休憩した。

#### 議 運 日 誌（第4回）

午後8時44分再開

1 知事提出急施議案（第121号議案）について

(1) 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。

(2) 討論はないことを確認。

(3) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第121号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

2 今後の議事日程を確認。

午後8時46分散会

#### 〔本 会 議〕

午後8時58分、本会議が再開され、知事提出急施議案（第121号議案）について、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決された。

#### ●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前11時9分休憩

午後1時1分再開 午後2時30分休憩

午後3時3分再開 午後4時30分休憩

午後8時24分再開 午後8時33分休憩

午後8時58分再開 午後8時59分散会

出席議員88人 欠席議員なし

#### ■ 第8日〔10月1日（金）〕

#### 〔本 会 議〕

午前10時3分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

17番 逢澤圭一郎 議員（自民）

90番 石渡豊 議員（公明）

78番 柳下礼子 議員（共産党）

が順次登壇した。

## ●会議時間及び出席議員数

午前10時3分開議 午前11時20分休憩  
午後1時1分再開 午後2時7分休憩  
午後3時再開 午後4時36分散会  
出席議員88人 欠席議員なし

## ■ 第9日〔10月2日（土）〕

休日休会

## ■ 第10日〔10月3日（日）〕

休日休会

## ■ 第11日〔10月4日（月）〕

### 〔本会議〕

午前10時2分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

21番 松井 弘 議員（自民）  
15番 杉田 茂実 議員（県民）  
44番 浅野目 義英 議員（無所属）

が順次登壇した。

## ●会議時間及び出席議員数

午前10時2分開議 午前11時1分休憩  
午後1時1分再開 午後2時休憩  
午後3時1分再開 午後3時2分休憩  
午後3時5分再開 午後4時14分散会  
出席議員88人 欠席議員なし

## ■ 第12日〔10月5日（火）〕

### 〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

22番 高木 功介 議員（自民）  
57番 権守 幸男 議員（公明）  
49番 岡田 静佳 議員（自民）

が順次登壇した。

## ●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時58分休憩  
午後1時1分再開 午後2時17分休憩  
午後3時2分再開 午後4時26分散会  
出席議員88人 欠席議員なし

## ■ 第13日〔10月6日（水）〕

### 議 運 日 誌（第1回）

午前9時37分開会

1 知事追加提出議案（第122号議案～第124号議案）について

(1) 砂川副知事及び企画財政部長から説明。  
(2) 本日の本会議冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことを了承。

(3) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、一般質問終了後の休憩中速やかに

2 埼玉県議会定例会議案等の一部変更を了承。また、このことについて、本会議冒頭で報告することを了承。

3 5か年計画特別委員会について

(1) 委員については、別紙のとおり選任することを了承。（50ページ参照）

(2) 設置及び委員の選任について、一般質問1人目終了後に異議なし採決で諮ることを了承。

なお、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議休憩中に開会することを了承。

4 決算特別委員会を18人の委員をもって、本日設置し、これに第119号議案及び第120号議案を付託の上、同議案を閉会中の継続審査とすることを了承。

委員については、別紙のとおり選任することを了承。（50ページ参照）

なお、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することを了承。

5 各会派から提出された意見書・決議案の件名を確認。

6 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時48分休憩

## 〔本 会 議〕

午前10時3分、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

- 1 監査結果報告（秘書課ほか192か所）
- 2 埼玉県議会定例会議案等に係る変更表の提出の報告がなされた。

次に、陳情の報告が行われた。

次に、知事追加提出議案（第122号議案～第124号議案）の報告、一括上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

39番 横 川 雅 也 議員（自民）が登壇した。

次に、新たな5か年計画の策定等に関する件を付託事件とする5か年計画特別委員会が18人の委員をもって設置され、委員が選任され、午前11時43分、一旦休憩した。

なお、本会議休憩中、正副委員長互選のための5か年計画特別委員会が開かれた。

### 議 運 日 誌（第2回）

午後0時18分再開

- 1 5か年計画特別委員会において、委員長に齊藤正明委員が、副委員長に田村琢実委員が、それぞれ互選されたことを報告。
- 2 議案（第107号議案～第118号議案）を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
- 3 知事追加提出議案（第122号議案～第124号議案）について
  - (1) ア 16番中川浩議員（改革）が、第122号議案～第124号議案に対する質疑を行う。  
イ その他の議案に対する質疑はない。
  - (2) 付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
- 4 今後の議事日程を確認。

午後0時21分散会

## 〔本 会 議〕

午後1時3分、本会議が再開され、まず、5か年計画特別委員会正副委員長の互選結果報告が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

69番 新 井 一 徳 議員（自民）

80番 諸 井 真 英 議員（自民）

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、人事委員会意見回答（第123号議案及び第124号議案）の報告がなされた。

次に、第122号議案～第124号議案に対する質疑に入り、第122号議案～第124号議案に対して、16番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、本定例会に提出された第107号議案～第118号議案及び第122号議案～第124号議案が各所管の委員会に付託された。

最後に、18人の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、これに第119号議案及び第120号議案を付託の上、同議案は閉会中の継続審査と決定され、委員の選任が行われた。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時3分開議 午前11時43分休憩

午後1時3分再開 午後2時28分休憩

午後3時2分再開 午後4時28分散会

出席議員88人 欠席議員なし

なお、本会議散会后、正副委員長互選のための決算特別委員会が開かれた。

### ■ 第14日〔10月7日（木）〕

議案調査

### ■ 第15日〔10月8日（金）〕

〔常任委員会〕

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

### ■ 第16日〔10月9日（土）〕

休日休会

### ■ 第17日〔10月10日（日）〕

休日休会

### ■ 第18日〔10月11日（月）〕

〔委員会〕・議案調査

この日は、新型コロナウイルス感染症対策特別委

員会が開かれた。

■ 第19日〔10月12日（火）〕

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策、人材育成・文化・スポーツ振興及び5か年計画の各特別委員会が開かれた。

■ 第20日〔10月13日（水）〕

議案調査

■ 第21日〔10月14日（木）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時29分開会

- 1 決算特別任委員会において、委員長に齊藤邦明委員が、副委員長に浅井明委員が、それぞれ互選されたことを報告。
- 2 各常任委員会及び5か年計画特別委員会の審査結果を確認。
- 3 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。
- 4 調整後の意見書・決議案の件名を確認。
- 5 自民から、中華人民共和国山西省における洪水災害に関する見舞い決議を提出したい旨の発言がなされ、案文を配布し、今後の議運で協議することとした。
- 6 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時38分休憩

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

- 1 決算特別委員会正副委員長の互選結果
- 2 現金出納検査結果（令和3年8月分）の報告がなされた。

次に、各常任委員会及び5か年計画特別委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第107号議案～第118号議案及び第122号議案～第124号議案が一括上程され、各常任委員長及び5か年計画特別委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

千葉達也 企画 財政 副委員長

関根信明 総務 県民生活 副委員長  
 橋詰昌児 環境 農林 副委員長  
 渡辺大 福祉 保健医療 副委員長  
 松井弘 産業 労働企業 副委員長  
 萩原一寿 県土 都市整備 副委員長  
 山口京子 文 教 副委員長  
 権守幸男 警察 危機管理防災 副委員長  
 齊藤正明 5か年計画 特別委員長

が順次登壇した。  
次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長（5か年計画特別委員長及び決算特別委員長を除く。）の審査経過及び結果報告に入り、

藤井健志 自然再生・循環社会対策 特別副委員長  
 飯塚俊彦 地方創生・行財政改革 特別副委員長  
 浅井明 公社事業対策 特別副委員長  
 木下博信 少子・高齢福祉社会対策 特別副委員長  
 宇田川幸夫 経済・雇用対策 特別副委員長  
 安藤友貴 危機管理・大規模災害対策 特別副委員長  
 松澤正 人材育成・文化・スポーツ振興 特別副委員長  
 本木茂 新型コロナウイルス感染症対策 特別副委員長

が順次登壇し、午前11時27分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第2回）

午後1時59分再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 議案に対する討論について、次のとおり確認。  
 (1) 43番前原かづえ議員（共産党）が、第123号議案及び第124号議案に対し反対の立場から討論を行う。  
 (2) その他の議案に対する討論はない。
- 3 議案の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議案 (1)第123号議案及び第124号議案	自民、県民、民主フォーラム、公明、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(2)第107号議案～第117号議案及び第122号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成
(3)第118号議案	各会派、無所属とも継続審査に賛成

- 4 知事追加提出議案（表彰議案）について  
 (1) 正規の手続きを省略し、直ちに採決する

ことを了承。

(2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第125号議案～第150号議案	各会派、無所属とも同意に賛成

5 議員提出議案について、今朝の議運で提案のあった決議案を追加することを了承。

(1) 意見書案13件、決議案2件の案文及び提案者を確認。

(2) 各議案とも提案説明はないことを確認。

(3) 各議案とも質疑はないことを確認。

(4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。

(5) 各議案とも討論はないことを確認。

(6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議第36号議案～議第50号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

6 今後の議事日程を確認。

7 12月定例会の会期予定案について、12月2日（木）～12月22日（水）の日程で執行部と調整中である旨を報告。

午後2時4分閉会

### 〔本 会 議〕

午後2時26分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

43番 前原 かつえ 議員（共産党）が討論を行った。

次に、採決が行われた結果、

原案可決 14件

継続審査 2件

と決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、知事から追加提出された第125号議案～第150号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、いずれも同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第36号議案～議第50号議案（意見書案13件、決議案2件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、

委員会審査は省略され、討論もなく、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

次に、木下高志議長から岡地優副議長に、議長の辞職願が提出され、これが許可され、

79番 木下高志 議員（自民）から議長退任の挨拶がなされた後、議長選挙が行われ、その結果、

70番 梅澤佳一 議員（自民）が当選し、議長就任の挨拶がなされた。

次に、議長の特別委員の辞任及び前議長の危機管理・大規模災害対策特別委員の選任が行われ、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後3時16分、令和3年9月定例会は閉会した。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前11時27分休憩

午後2時26分再開 午後3時16分閉会

出席議員88人 欠席議員なし

（令和3年10月14日現在在職議員88人）

### ■ 会 期

9月24日（金）～10月14日（木）21日間  
会期延長なし

### ■ 議決結果

議決件数 60件（うち議員提出のもの16件）

原案可決 31件

同 意 26件

継続審査 3件





# 新 議 長 決 ま る



議 長 梅 澤 佳 一

## 御挨拶

皆様の御推挙により、第125代埼玉県議会議長の職を拝命いたしました、梅澤佳一でございます。

誠に身に余る光栄であり、心より感謝を申し上げますとともに、歴史と伝統ある埼玉県議会の議長という職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

さて、現在、日本のみならず世界中で、長期にわたって新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が繰り返されており、再拡大の懸念や地域経済への影響など様々な困難な課題に直面しています。

本県においても、これまでの経験や知見を活かし、当面する課題に立ち向かい、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、コロナ禍における経済社会活動の活性化の両立に向けて、この難局を乗り越えていかなくてはなりません。

さらに、今後加速する少子高齢化や、年々激甚化している自然災害、コロナ禍を機に急速にICT技術の導入が進んだ社会におけるSociety5.0～超スマート社会への変革など、様々な課題に対応し、県民一人一人が将来に夢と希望を描けるような、郷土埼玉を築くことが我々の使命であります。

折しも、県政運営の基礎となる計画「埼玉県5か年計画」が令和3年度で終了することを受け、新たな計画の策定に向けて、9月定例会から「5か年計画特別委員会」での審査がスタートしました。

県議会といたしましては、議会が持つ監視機能を十分に果たし、県の施策を検証していくとともに、私たち議員が多様化する県民の声に真摯に耳を傾け、活発に議論し、政策を提案していくことが県民の負託に応えることになり、ひいては、活力ある埼玉県の実現につながるものと考えています。

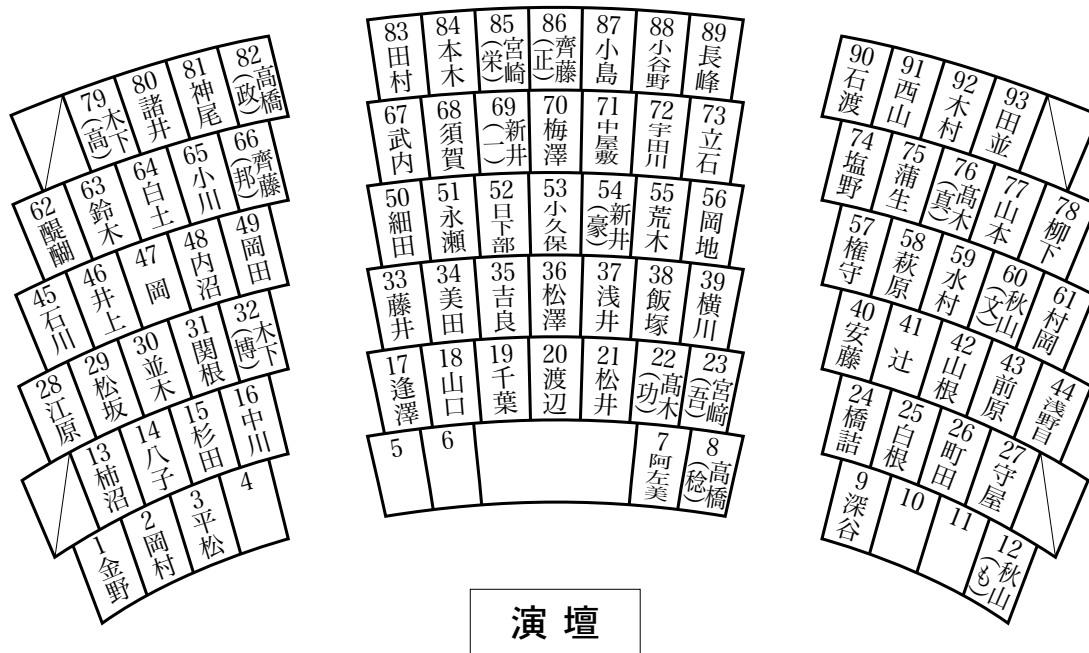
一方で、社会の変化を的確に捉え、県議会も変わっていかなければなりません。議会改革を推進するため、「ペーパーレス会議システム」の本格実施などについてももしっかり取り組んでいきます。

二元代表制の一翼を担う県議会がその役割と責務を果たすことができるよう、これまで培った経験を生かし、岡地副議長と力を合わせ、公正かつ円滑な議会運営に全力を尽くしてまいります。

議員の皆様方、大野知事をはじめとする執行部の皆様方には、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の就任の挨拶とさせていただきます。

# 議席一覽表

(3.10.14現在)



演壇

# 会派構成

自由民主党	48人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	9人	無所属	1人
公明党	9人	計	88人

# 正副議長

議長 梅澤佳一      副議長 岡地 優

# 委員会委員名簿

(3.10.14現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

## 議会運営委員会委員

## 図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民)  ○宇田川幸夫 (自 民)  ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌児 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		石川 忠義 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		山本 正乃 (駐71-74)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
木村 勇夫 (駐71-74)		

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民)  ○永瀬秀樹 (自 民)	杉田 茂実 (県 民)
		山口 京子 (自 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		白根 大輔 (駐71-74)
		山根 史子 (駐71-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
小島 信昭 (自 民)		

## 常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	杉田 茂実 (県 民) 中川 浩 (改 革) 白根 大輔 (駐 <sup>7</sup> ホ <sup>7</sup> ム) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ <sup>7</sup> ム) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 本木 茂 (自 民) 欠
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原 かづえ (共産党) 日下部 伸三 (自 民) 醍 醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 <sup>7</sup> ホ <sup>7</sup> ム) 欠	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 <sup>7</sup> ホ <sup>7</sup> ム) 欠
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	平松 大佑 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 逢澤圭一郎 (自 民) 山根 史子 (駐 <sup>7</sup> ホ <sup>7</sup> ム) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 浅井 明 (自 民) 辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ <sup>7</sup> ム) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐 <sup>7</sup> ホ <sup>7</sup> ム) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐 <sup>7</sup> ホ <sup>7</sup> ム) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民) 田並 尚明 (駐 <sup>7</sup> ホ <sup>7</sup> ム) 欠

## 特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民)  ○藤 井 健 志 (自 民)	阿左美健司 (自 民) 高橋 稔裕 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 浅野目義英 (無所属) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民)  ○宇田川 幸 夫 (自 民)	宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 齊藤 正明 (自 民) 欠 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民)  ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 前原かづえ (共産党) 内沼 博史 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民)  ○安 藤 友 貴 (公 明)	深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 杉 茂実 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民)  ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明) 欠	人材育成・ 文 化 ・ ス ポー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民)  ○松 澤 正 (自 民)	中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 白根 大輔 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民)  ○木 下 博 信 (自 民)	岡村 ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 関根 信明 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 小久保 憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民)  ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村 ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 石川 忠義 (県 民) 岡田 静佳 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷 慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
5か年計画 (18)	◎齊 藤 正 明 (自 民) ○田 村 琢 実 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 柿沼 貴志 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 宮崎 吾一 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (駐74-76) 藤井 健志 (自 民) 美田 宗亮 (自 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 山根 史子 (駐74-76) 井上 航 (県 民) 権守 幸男 (公 明) 武内 政文 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民)
決 算 (18)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○浅 井 明 (自 民)	高橋 稔裕 (自 民) 渡辺 大 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐74-76) 守屋 裕子 (共産党) 松坂 喜浩 (県 民) 並木 正年 (県 民) 関根 信明 (自 民) 松澤 正 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 萩原 一寿 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 山本 正乃 (駐74-76) 高橋 政雄 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 西山 淳次 (公 明)

# 知事

## 提案説明



知事 大野元裕

本日ここに9月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

去る9月5日に、パラリンピック競技大会が閉会式を迎え、オリンピックに始まった東京2020大会は多くの感動と希望を県民に残し閉幕をいたしました。

東京2020大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、史上初の延期や無観客での開催となるなど、過去に例のない難しい環境の中での、様々な試行錯誤を重ねながらの大会となりました。

本県では、東京都に次ぐ4つの会場を有するホスト県として、大会に関わる全ての人の安心・安全の確保を最優先に、万全な感染防止対策を講じ、クラスターの発生などもなく、無事に大会を終了することができました。

大会の開催に当たり、議員各位をはじめ、市町村、スポーツ団体等の各種関係団体、都市ボランティア、ホストファミリーや医療従事者など、ワンチームとなって取り組んでいただいた皆様の多大なる御協力に、この場をお借りし深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、約2か月にわたる緊急事態措置の間、県民の皆様の御協力により、デルタ株が猛威を振っている第5波のピークを過ぎ、本県の新規陽性者数は減少傾向となっております。

しかしながら、現在でも医療機関に対する負担は極めて重く、深刻な状況にあります。

こうした中、10月以降に感染が拡大した昨年の感

染動向などを踏まえると今後の感染再拡大も懸念されます。

そのため、再び感染爆発とも言うべき新規陽性者の急激な増加が起こることを想定した各種体制をしっかりと整えておくことが重要です。

通常医療を制限しながら病床確保に努めていただいている医療機関に引き続き御協力をいただきながら、医療提供体制を確保していくとともに、療養体制等についても今後の感染状況の変化も踏まえた一層の対策を講じてまいります。

一方、国の9月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている」と示されました。

感染拡大防止への取組を継続せざるを得ない中、県内の経済活動への更なる影響が懸念される所であります。

まずは、ワクチン接種が進む状況を注視しながら、県内経済への影響を最小限に抑え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済活動の両立を実現する総合的な取組を検討し、社会実装できる施策を講じていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束も見据えた、新しい生活様式の中で社会経済活動を活性化させる施策についても、各経済団体や関係機関からの御提言等をいただきながらしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第107号議案「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）」でございます。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況の変化も踏まえた医療提供体制等の確保・強化や県内経済活動の回復に向けた支援に係る経費等について編成しております。

以下、補正予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、今後の感染状況の変化も踏まえた医療提供

体制等の確保・強化についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策については、長期的な感染動向を見通すことが困難なため、基本的には国の交付金の事業期間にあわせて、当初予算などにおいて9月末までの予算措置をまいりました。

しかし、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、今回の補正予算により年度末までの検査・医療提供体制や宿泊療養施設をはじめとする療養体制等の確保・強化に向けた一層の取組についての予算を改めて措置するものであります。

主なものとしましては、検査や入院医療費の公費負担のほか、患者の受入れに御協力いただく医療機関への支援として、入院に必要な病床を確保するための空床、休止病床に対する補助や入院患者受入協力金を支給いたします。

また、喫緊の課題であります自宅療養者の健康観察の実施について、保健所における看護師等を増員するとともに、宿泊・自宅療養者支援センターの人員を大幅に拡充し、急激な感染拡大にも対応可能な運営体制の強化を図ってまいります。

次に、県内経済活動の回復とウィズコロナ・ポストコロナ社会への対応についてであります。

新たに「事業再構築支援センター（仮称）」を県商工会議所連合会及び県商工会連合会に設置し、国の補助メニューの活用に向けて専門家派遣による事業再構築に係る計画策定等の支援を行い、コロナ禍における経済社会の変化に対応した県内中小企業の業態転換などを促進してまいります。

また、県内企業のデジタル実装を加速するため、金融機関をはじめ、国、県、市町村や経済団体、各種の県内支援機関が相互に連携した「DX推進支援ネットワーク」を構築するとともに、先進事例などを集約したワンストップウェブサイトによる情報提供などを実施してまいります。

このほか、国庫補助事業の内定差が生じたことによる公共事業等の追加及び適正工期を確保するための繰越明許費の設定などがございます。

この結果、一般会計の補正予算額は、1,271億6,885万円となり、既定予算との累計額は、2兆5,711億5,964万3千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第110号議案「埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域において開発許可等を行うことができる区域に含まない区域として土砂災害警戒区域等を追加することを定めるものであります。

第111号議案は、秩父市内の国道140号における大滝トンネル本体工の工事請負契約の締結に係るものでございます。

第113号議案から第116号議案までの4議案は、将来の地域産業を支える職業人材を育成するため、工業系の県立高校の実習で活用するレーザー加工機等の産業教育設備を取得するものでございます。

第118号議案は、現行の5か年計画の計画期間が令和3年度で終了することに伴い、令和4年度からの県政運営の基礎となる総合計画として、新たな「埼玉県5か年計画」を策定するものでございます。

この計画では、少子高齢化が急速に進む人口減少社会の到来に向き合い、2040年を見据えて「安心・安全の追究」、「誰もが輝く社会」、「持続可能な成長」の3つの将来像を掲げ、12の針路、54の分野別施策に体系化しております。

また、ポストコロナを意識し、将来像の実現に向け、計画の全施策を貫く横断的な視点として「埼玉版SDGsの推進」と「新たな社会に向けた変革」の2つの基本姿勢を掲げております。

あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指してまいります。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承をいただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。



## 〔追加提案説明〕

(令和3年9月30日)

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本県は、8月2日から9月30日までの期間、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態措置として、不要不急の外出・移動の自粛や酒類提供等を伴う飲食店等に対する休業要請など、感染拡大防止に向けた各種対策を講じてまいりました。

この間、第5波により感染が急速に拡大したものの、県民や事業者の皆様のご協力をいただき、新規陽性者数は8月19日をピークとし、安定的に減少傾向となっております。

しかしながら、確保病床の使用率はステージⅢの水準であり、全ての措置を緩和するレベルには残念ながら至っておりません。

そこで、9月26日に国に対し首都圏の一都三県知事の連名で、段階的緩和に向けた具体策を基本的対処方針に明記するよう要望いたしました。

国は、9月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、9月30日をもって本県を含む19都道府県を対象とした緊急事態宣言の解除を決定するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更いたしました。

今回の変更では、感染の早期再拡大を防止する観点から、地域の感染状況等を踏まえ、飲食店等に対して短縮を要請する営業時間や第三者認証制度の適用店舗の取扱いなど対策の段階的な緩和について、知事が適切に判断することが具体的に明記されました。

本県では、地域の感染状況等に応じた柔軟かつ強力な感染拡大防止対策を引き続き推進し、新規陽性者を一層減少させていく必要があることなどから、専門家の意見も踏まえ対策を検討いたしました。

その結果、10月1日から10月24日までの24日間、県内全域の飲食店等に対し、営業時間等を短縮していただくなど、特措法第24条第9項等に基づく要請を段階的緩和措置等として実施することといたしました。

県民、事業者の皆様には、引き続き御不便をおかけすることとなりますが、感染再拡大による再度の医療のひっ迫を避けるため、改めての御協力をよろしくお願いいたします。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、営業時間短縮等の要請に御協力いただいた事業者に対し、感染防止対策協力を支給することに要する経費などを計上するものでございます。

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」の認証店舗は、営業時間を午前5時から午後9時までとし、さらに、酒類の提供時間を午前11時から午後8時までとすることなどを要件に協力金を支給いたします。

また、同認証を受けていない店舗は、営業時間を午前5時から午後8時までとし、さらに、酒類の提供を終日自粛することなど、認証店舗よりも要件を厳しくした上で協力金を支給いたします。

あわせて、県内主要駅の繁華街に立地する飲食店等を中心に、営業時間短縮要請等への協力状況を確認するため、実地による目視の外観調査に要する経費を計上するものでございます。

この結果、一般会計の補正予算額は、244億6,608万5千円となり、既定予算との累計額は、2兆4,684億5,687万8千円となります。

なお、この補正予算案につきましては、10月1日からの段階的緩和措置に伴う飲食店等への感染防止対策協力金支給事業等の実施に当たり、速やかな予算措置が必要であることから、他の案件に先立って御審議いただきますよう、特段の御配慮をお願いするものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

## 〔追加提案説明〕

(令和3年10月6日)

はじめに、去る9月30日に、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第11号）」の議案を御議決いただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

職員の給与改定につきましては、去る9月9日に、議長及び私に対しまして、県人事委員会から勧告がございました。

勧告の主な内容は、期末手当の年間支給割合を0.15月分引き下げることなどございました。

この勧告の取扱いにつきましては、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置という制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、第123号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び第124号議案「学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」を今回提案することとし、人事委員会の勧告の内容を踏まえ、職員の期末手当を改定等するものでございます。

また、第122号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の期末手当の引下げや国の動向などを総合的に勘案し、特別職の期末手当の年間支給割合を0.1月分引き下げるものでございます。

なお、今回の給与改定に伴い、給与費は減額となる見込みですが、関係予算の補正につきましては、年間を通じた執行状況を踏まえて対応させていただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

## 9月定例会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	加村啓二
総務部長	小野寺 亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土 等
危機管理防災部長	安藤 宏	労働委員会 委員長	青木孝明
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	小山 彰
保健医療部長	関本建二	監査委員	間嶋順一
産業労働部長	板東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	宍戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

# 質 疑 質 問

9月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党8人、無所属県民会議2人、民主フォーラム1人、公明党2人、共産党1人、無所属1人、の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。



9月30日

自	民	武	内	政	文	議員
県	民	石	川	忠	義	議員
民主フォーラム		山	本	正	乃	議員

10月1日

自	民	逢	澤	圭一郎	議員
公	明	石	渡	豊	議員
共産党		柳	下	礼子	議員

10月4日

自	民	松	井	弘	議員
県	民	杉	田	茂実	議員
無所属		浅野目	義	英	議員

10月5日

自	民	高	木	功介	議員
公	明	権	守	幸男	議員
自	民	岡	田	静佳	議員

10月6日

自	民	横	川	雅也	議員
自	民	新	井	一徳	議員
自	民	諸	井	真英	議員

自由民主党

武 内 政 文 議員

- 1 カーボンゼロ社会に向けた取組について
  - (1) ハードルが上がった温室効果ガス削減目標に対する県の取組
  - (2) 適正な太陽光発電事業の実施のための対策強化
- 2 新型コロナウイルス感染再拡大に備えた医療提供体制の整備について
- 3 人工衛星データの本格的活用を
- 4 デジタル県庁に向けた取組について
  - (1) 100%電子決裁の実現を
  - (2) テレワークの推進強化を
- 5 旧毛呂山高校跡地の活用促進について
- 6 盛土による土砂災害の危険への対策について
- 7 産業廃棄物の保管に対する県の対応について



無所属県民会議

## 石川 忠 義 議員

- 1 彩の国みどりの基金を生物多様性にいかすべき
  - (1) 令和元年12月定例会の質問からの取組・検討状況について
  - (2) 生物多様性に資する事業の財源へ
- 2 危険なバス停の改善に県として対応すべき
  - (1) 危険なバス停の現状認識について
  - (2) 「県バス停留所安全性確保合同検討会」で議論する前提として、地元の声を実態把握すべき
  - (3) 危険だと情報が寄せられている県道のバス停については、道路占用許可申請時に対応を求めべき
- 3 難病患者支援について
  - (1) 難病患者が社会で置かれている状況について
  - (2) 難病への社会全体の理解促進について
  - (3) 難病患者の就労機会の確保と継続雇用のために
- 4 聴覚障害者支援について
  - (1) 聴覚障害者が緊急自動車の接近を認知しやすくなるよう各行政機関等に要請すべき
  - (2) 福祉機器やサービス導入の支援をすべき
- 5 県内にスケートボードができる施設を設置すべき
  - (1) 県営公園へ設置を進めるべき
  - (2) 利用できるエリアの創出を進めるべき
- 6 商工団体の経営指導員を増員すべき
- 7 横断歩道の横断歩行者保護について
  - (1) 県としての歩行者への横断時手上げの啓発について
  - (2) 県警察としての歩行者への横断時手上げの啓発について
  - (3) 見えにくい標識・表示の改善をすべき
- 8 県要綱を県民のために積極的に公開すべき
- 9 地元問題について
  - (1) 県道さいたま栗橋線の門樋橋改修に伴う交差点等の改良について
  - (2) 久喜市清久地区内の県道川越栗橋線の渋滞緩和・安全対策について
  - (3) 県道久喜騎西線バイパスの早期実現を



民主フォーラム

## 山本正乃 議員

- 1 埼玉版SDGs重点テーマ「埼玉の豊かな水と緑を守り育む」に関する取組について
- 2 女性の就業支援について
- 3 教育行政について
  - (1) ESD（持続可能な開発のための教育：Education for Sustainable Development）について
  - (2) 学校における働き方改革について
  - (3) コロナ禍でも子供たちが安心して学習できる環境づくりについて
    - ア 出欠席の取扱いについて
    - イ 全ての児童・生徒が学べる体制整備について
- 4 医療体制の充実について
  - (1) 埼玉県版診療・検査医療機関の体制整備・維持について
  - (2) 看護師の確保対策について
- 5 下水道資源の有効活用の推進について
- 6 種苗法改正による県内農家への影響について
- 7 第75回全国植樹祭開催に向けた取組の方向性について



自由民主党

## 逢澤圭一郎 議員

- 1 新型コロナウイルス感染症自宅療養者に対する県と市町村の連携について
  - (1) 知事の対応について
  - (2) 個人情報提供の枠組みについて
- 2 新型コロナウイルス感染症患者等の移送について
  - (1) 今後の感染症患者等の移送の考え方について
  - (2) 消防本部へのポータブルアイソレーターの配備について
- 3 埼玉版FEMAについて
  - (1) 今後の取組について
  - (2) 県内市町村への波及について
- 4 ペット同行避難について
  - (1) 避難所運営訓練について
  - (2) 埼玉県獣医師会・彩の国動物愛護推進員・災害時動物救護活動ボランティアとの連携について
  - (3) ペット同行避難ガイドライン（飼い主編）について
  - (4) 原則ペット同行避難の周知・啓発について
- 5 県立学校の受水槽への非常用給水栓（蛇口）の設置について
- 6 医療的ケア児及び家族の支援について
  - (1) 特別支援学校での医療的ケアの取組の充実について
  - (2) インクルーシブ教育の推進について

- (3) 支援センターの設置について
- 7 高州三丁目地域の雨水対策について



公明党

石渡 豊 議員

- 1 抗体カクテル療法の実施体制の拡大について
- 2 医療的ケア児と、その家族への支援について
- 3 上尾運動公園とスポーツ科学拠点の一体的整備について
- 4 「川の国・埼玉」へ、浄化槽の法定検査受検率を向上させよう
- 5 良きパートナーである動物と私たち県民が共生する埼玉県を
- 6 新しい県立図書館の検討推進について
- 7 介護人材の確保・定着と空床が目立つ特別養護老人ホームについて
- 8 地元問題
  - (1) 第二産業道路の整備について
  - (2) 都市計画道路「伊奈中央線」の整備について



共 産 党

## 柳 下 礼 子 議 員

- 1 大規模PCR検査で命を守れ
- 2 保健所のひっ迫をどう乗り切るのか？所沢保健所の復活を
- 3 コロナ禍で切実となっている保育施設の設置基準見直しを
- 4 医療的ケア児及びその家族に対する支援は国と自治体の責務
- 5 土砂災害を防ぐために、林地開発許可基準と土砂条例の規制強化を
- 6 米価暴落対策を急げ！営農型太陽光発電推進を
- 7 米軍・自衛隊基地周辺住民の安全と健康を守るために
- 8 「ジェンダー平等・多様性尊重社会は個人が大切にされる社会」について



自由民主党

## 松 井 弘 議 員

- 1 埼玉版SDGsについて
- 2 商店街の空き店舗対策について
- 3 待機児童について
- 4 生活道路の交通安全対策について
- 5 人生100年時代の地域社会の担い手育成について
- 6 学校部活動の指導における外部指導者の活用について
- 7 教員の質の確保について
- 8 住宅密集地の改善について
- 9 犬・猫の譲渡に係る「認定譲渡団体」について





無所属県民会議

## 杉田茂実議員

- 1 行政機関のあり方と県北地域の発展等について
  - (1) 行政機関のあり方について
  - (2) 県北地域の発展について
  - (3) 北部地域振興交流拠点の推進について
- 2 農業生産力の向上について
  - (1) 埼玉ブランド農産物について
  - (2) 農業技術研究センター、農業大学校及び総合教育センター江南支所の連携について
  - (3) 新規就農者に即した支援強化策について
- 3 発達障害児支援に関わる人材育成について
- 4 社会的養育の充実について
- 5 県管理道路の維持管理について
- 6 熊谷市内の河川の緊急浚渫推進事業について



無所属

## 浅野目義英議員

- 1 新型コロナウイルス対策、格差解消に向け総力戦で
- 2 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」になぜ半旗は掲揚されないのか
  - (1) 今年の場合について
    - ア 埼玉県諸施設
    - イ 県警察諸施設
    - ウ 県教育施設
  - (2) 来年について
    - ア 県教育施設
    - イ 埼玉県諸施設
- 3 硫黄島の御遺骨を入間基地で知事が出迎えることについて
- 4 喀痰吸引のニーズ、研修受講者のニーズに応えることができているか
  - (1) 研修場所について
  - (2) 第三号研修の実態について
  - (3) 喀痰吸引に対応した職員の配置について
  - (4) 介護福祉士について
- 5 街路樹受難の時代を見直せないか～日本一のけやき並木の現状と今後の街路樹整備の考え方について～
- 6 タンDEM自転車の公道走行を契機とした利用拡大のための方策について
  - (1) 利用拡大のための周知について
  - (2) 安全運転マニュアルの必要性

(3) 「埼玉県自転車活用推進計画」への位置付けを

(4) 交通安全の観点からの課題について

7 分身ロボットOriHimeを、けやき特別支援学校で複数台導入せよ

8 分身ロボットOriHimeは、ALS患者の方など重度身体障害の方の生きる力に活用できないか



自由民主党

## 高木 功 介 議員

- 1 他都道府県職員の本県受入れの促進
- 2 出向者の専門性を生かした人事配置
- 3 新型コロナウイルス感染症収束時の事案総括の準備
- 4 防災学習のための自衛隊の活用
- 5 モバイルファーマシーの導入
- 6 宿泊・自宅療養者の健康観察における薬剤師の活用
- 7 家出少年少女等の「駆け込み寺」の創設
- 8 認知症高齢者保険制度の導入
- 9 時代に即した動画オンライン教育



公明党

## 権守幸男議員

- 1 自宅療養者への支援の迅速化について
  - (1) 保健所からのファーストタッチ
  - (2) 市町村との連携
- 2 コロナ禍の出口戦略について
- 3 カード型障害者手帳の交付について
- 4 県営住宅の諸課題について
  - (1) 共益費の徴収
  - (2) 自治会活動の支援
- 5 歩行者保護について
  - (1) 「止まってくれてありがとう」の設置推進
  - (2) 手上げ横断の啓発
  - (3) 通学路安全総点検の結果を踏まえた対策
- 6 ものづくり人材の育成について
  - (1) 県立工業高校の更なる魅力発信
  - (2) インターンシップ制度の拡充
- 7 気象防災アドバイザーの活用について
- 8 プレコンセプションケアの啓発について
- 9 産業団地の整備に係る基本方針について
- 10 地元問題
  - (1) 春日部駅付近連続立体交差事業について
  - (2) 県道西金野井春日部線の整備について
  - (3) 都市計画道路上野長宮線の整備について



自由民主党

## 岡田静佳議員

- 1 あと数マイルプロジェクトの進捗状況について
  - (1) 東京12号線（大江戸線）の進捗状況
    - ア 東京都と連携した事業主体の検討について
    - イ 費用便益分析（B/C）>1に向けての県の支援体制について
  - (2) 多摩都市モノレールの次期答申に向けての取組
- 2 保健所の適正配置について
  - (1) 管内人口が70万人を超えている狭山保健所と朝霞保健所は、適切な新型コロナウイルス対応ができているのか？
  - (2) 保健所の設置責任は誰にあるのか？
    - ア 1年間の協議結果について
    - イ 設置責任者は誰なのか？
    - ウ 誰が動けば、所沢保健所が設置できるのか？
  - (3) 所沢支所を設置し、第6波に備えることはできないか？
- 3 医学部の誘致について
  - (1) 早稲田大学への医学部誘致のその後は
  - (2) 埼玉県立大学に医学部新設に向けて活動できないか？
- 4 離婚後の子供の権利保護について
- 5 渋沢栄一翁のプロジェクトチームの活動と銅像について
- 6 バーベキューなど河川敷地の利活用について

- (1) 県河川敷地での感染防止対策について
- (2) アフターコロナを見据えたバーベキュー場の整備を
- 7 所沢航空記念公園を県民が使いやすい公園に
  - (1) 運動場（サッカー場・ラグビー場）の値下げについて
  - (2) スケートボードパークの設置を
- 8 地元問題について
  - (1) 国道463号松郷交差点の整備について
  - (2) 県道所沢青梅線の渋滞対策について
  - (3) 都市計画道路飯能所沢線（3工区）の整備について



自由民主党

## 横 川 雅 也 議 員

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック開催後のレガシーについて
  - (1) 大会開催による効果と県のスポーツ振興策について
  - (2) 無観客開催により、大会会場での観戦が叶わなかった県民への代替え措置の実施について
- 2 埼玉県表彰候補者への考え方について
- 3 犯罪被害者支援の更なる強化について
  - (1) 性暴力、性犯罪被害の対策強化について
  - (2) 支援団体等への活動支援について
- 4 埼玉県の危機管理体制と埼玉版FEMAについて
  - (1) ウィズコロナにおけるFEMAの機能と役割について
  - (2) 埼玉版FEMAが成すべき役割と機能について
- 5 新型コロナウイルス感染症対策について
  - (1) 若年層等へのワクチン接種促進策について
  - (2) 自宅療養者の死亡事案について
  - (3) 応援職員の安定配置による業務過多の解消について
  - (4) 情報発信および統計・分析調査を担う専門人材の配置について
  - (5) 埼玉版FEMAによるシミュレーションについて
- 6 魅力ある県立高校づくりに向けて

- (1) 選ばれる高校と求められる特色について
- (2) 高大連携講座「彩の国アカデミー」を全県展開へ
- 7 常態化した道路・歩道等における除草作業問題について
- 8 地元問題について
  - (1) 都市計画道路本町通線の事業化について
  - (2) 県道日高川島線の整備について
  - (3) 一級河川市野川の改修事業の工程と早期着手に向けた県の取組について



自由民主党

## 新井 一徳 議員

- 1 理想的な県庁の姿とは？
  - (1) 「無謬性の原則」を取り除こう
  - (2) 効果のある政策を立案できるよう、組織改編を
  - (3) 政策づくりに強い人材の積極的な採用を
- 2 全庁を挙げて、「孤独・孤立」対策を
- 3 「危機」への備えを
  - (1) 危機事案の反省と検証は？
  - (2) 危機事案への想像力は十分か？
- 4 東京2020オリンピック・パラリンピックを振り返って
  - (1) パラスポーツの位置付けを見直そう
  - (2) パラスポーツを本県のレガシーに
- 5 限られた予算の用途は効果的・効率的に
  - (1) 調査委託費は妥当か？
  - (2) 計画づくりに、「まいたまアプリ」の活用を
- 6 成長のカギを握る「リスクリング」の取組を
- 7 県立の中高一貫校の開設を
- 8 第一次産業の「生産性向上」と「持続性」の両立を
  - (1) 二酸化炭素ゼロエミッションの取組は？
  - (2) 有機農業の可能性は？
- 9 地元問題について
  - (1) 都市計画道路仲仙道の整備について
  - (2) 県道下石戸上菖蒲線の歩道整備について



自由民主党

## 諸 井 真 英 議員

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について
  - (1) 自宅療養者への対応について
  - (2) イベント等の開催制限について
  - (3) 飲食店の時短要請と酒類の提供について
  - (4) 投票所の感染症対策と感染者等の投票について
- 2 太陽光パネルの廃棄問題について
- 3 賞味期限を迎える埼玉スタジアムの今後のあり方について
- 4 県立高校のエアコン設置は誰がすべきなのか
- 5 令和3年産以降の米生産について
- 6 地元問題
  - (1) 県道羽生外野栗橋線バイパスの整備について
  - (2) 国道125号加須羽生バイパスの整備について

# 委員長報告

## 企画財政 委員長報告



委員長 細田善則

### [目次]

	頁
<b>常任委員会</b>	
企画財政	67
総務県民生活	68
環境農林	69
福祉保健医療	70
産業労働企業	71
県土都市整備	72
文教	73
警察危機管理防災	74
<b>特別委員会</b>	
5か年計画	75
自然再生・循環社会対策	75
地方創生・行財政改革	76
公社事業対策	77
少子・高齢福祉社会対策	78
経済・雇用対策	78
危機管理・大規模災害対策	79
人材育成・文化・スポーツ振興	79
新型コロナウイルス感染症対策	80

#### 〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第121号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「補正予算の財源の一部に繰越金が充当されているが、国からの交付金で全部を賄えなかったのか」との質疑に対し、「財源の枠組みとしては、協力金の1パーセント分に地方単独事業分を活用できるが、残額がないため一時的に繰越金を活用している。県として一般財源はなるべく活用しない方向で考えているため、地方単独事業分と事業者支援分について国へ増額の要望をしている」との答弁がありました。

また、「8月27日の臨時会で9月12日分までの第14期分の協力金に関する補正予算を議決したが、その後、緊急事態宣言が延長された。延長分の協力金は既定予算で対応できるということだったが、今回の補正予算が、第14期分の協力金に使われるということはないか」との質疑に対し、「これまでの分は既定予算で足りているため今回の補正予算を、第14期分に遡って使うことはない」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



## 副委員長 千葉 達也

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第107号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「今後、コロナ禍収束のための予算から経済復興策への予算へと軸足をシフトしていかなければならないと考えるが、現時点での活用可能な財源だけで機動的に対応することができるのか」との質疑に対し、「県で活用できる財源としては、地方創生臨時交付金の事業者支援分が約11億円、決算確定に伴う繰越金が約106億円、新型コロナウイルス感染症対策推進基金が約9億円、財源調整のための3基金が約137億円となっている。当面はこれらの財源を活用して経済回復に向けた対策を講じる必要があると考える。また、国が補正予算を編成すれば、それに伴う財源を活用していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

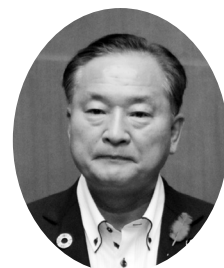
次に、所管事務の調査として、「DXとペーパーレスの進捗状況について」質問が行われました。

その中で、「DXの推進はペーパーレスをスタートとして取り組んでいるとのことだが、ペーパーレスを進めること自体が目的になってはならない。DXを推進するには、一番の目的がどこにあるかを掲げることが重要である。分かりやすい考え方を一つのビジョンとして明確にし、県民との共通認識として進めるべきと考えるがどうか」との質問に対し、「DXを推進する上で、ペーパーレスでデジタル化が図られたことで満足してはいけない。デジタル改革のその先に何があり、何のために今改革しているのか、全庁一丸となって意識が共有できるようしっ

かり取り組んでいく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「『地域公共交通』の取組状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 総務県民生活 委員長報告



## 副委員長 関根 信明

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第108号議案について、「自転車競技開催業務委託の債務負担行為の期間を5年間に設定した理由は何か。また、コロナ禍による収益への影響はどうか」との質疑に対し、「当該委託契約では、受託事業者が投票端末や映像関係機器などの投資を行うことを期待しているが、減価償却期間は5年が多く、それより短い期間では投資を回収できないリスクから、受託事業者が投資を控える可能性がある。投資を行う場合でも、このリスクを見込んだものとなり、収益率に関する県への提案について、良い条件提示が期待できないと予想されることが理由である。また、令和2年度の収益については、一部レースの中止による売上減少により、第3期包括委託期間の中では最も低くなっている。ただし、インターネットによる販売が好調であり、期間全体の売上げはコロナ禍でも伸びている」との答弁がありました。

次に、第111号議案について、「落札率が73%と低い、最低制限価格等の引上げを今後考えていくのか。また、工事の質をどう確保するのか」との質疑に対し、「本件の各応札者の入札額は失格基準価格付近に集中していることから、参加者の高い受注意欲を表した結果だと考えている。最低制限価格等の更なる引上げについては、県発注工事における落札



率や低入札の発生率の状況を注視するとともに、国の動向を踏まえ適切に対応していく。また、今回のような低入札では、品質の低下や下請業者等へのしわ寄せを防止し、適正な履行の確保を図るため調査をしている。入札金額の決定理由や下請予定の状況など各事項が適切に行われていることを確認し、工事の品質は確保できると判断した。施工に先立ち、施工計画書を十分確認するとともに、発注者として現場監督を適切に行っていきたい」との答弁がありました。

また、「工事に用いる大量の火薬類の保管や取扱いについてどのような注意を払うのか。他県では豪雨で火薬保管庫が流されたという話もあり、万が一に備え地元自治体にも事前に知らせておく必要があると思うがどうか」との質疑に対し、「工事現場内には火薬類の保管庫を設け、管理に当たっては土砂災害等の危険性も考慮し、安全管理を請負業者に徹底させるよう努める。地元自治体にも適切に情報提供していきたい」との答弁がありました。

このほか、第123号議案についても活発な論議がなされ、第122号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第123号議案に反対の立場から、「新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが定かではなく、第6波が懸念され今後の課題も山積みの中、県民の命を守るために長時間労働で奮闘している職員の給与を削減するべきではない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、第123号議案については多数をもって、第108号議案、第111号議案及び第122号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

このほか、当面する行政課題として、県民生活部から「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について」並びに「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 環境農林 委員長報告



副委員長 橋 詰 昌 児

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「小川町メガソーラー予定地の現状と今後の対応について」、「米価下落に対する県の対策について」及び「種苗法改正による県内農家への影響について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「環境アセスメントの過程において経済産業省が知事の意見を受け事業者に対して行う勧告には、事業を中止させる効力はないと認識している。事業の開始に必要な林地開発は許可されるのか」との質問に対し、「林地開発について、計画区域内で事業を進めるのに必要な赤道の利用ができなければ事業を進めることができなくなる。そのため、一般的に小川町の赤道の利用についての同意が得られなければ、基本的に林地開発の許可はできないと考えている」との答弁がありました。

次に、「本県は、外食産業などと連携した取組が弱く、県民でさえ本県の『彩のかがやき』や『彩のきずな』などのブランド米を認知していない現状である。需要拡大に向け、ブランド米のPRをどのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「『彩のきずな』については、ブランド名を前面に出し、県産米の取扱いがなかった量販店で増量キャンペーンを実施している。さらに、『彩のきずな』のPR動画やPRソングを作成し、量販店等の売り場で活用していただけるよう取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「登録品種の自家増殖に係る対応方針の決定に当たっては、他の自治体を参考に、特別な場合を除き許諾手続や許諾料を不要にできないか」との質問に対し、「他の自治体の方針や国のガイドライ

ンも参考にした上で、農業者や農業者団体などの意向を踏まえ、農業者の営農の支障とならないよう配慮し、現状から大きな変更がないよう対応していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部から「環境科学国際センターの取組について」、農林部から「農作物の病害虫防除対策について」の詳細な報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第107号議案について、「自宅療養中にサポートが受けられず亡くなられる方が相次ぐ中で、健康観察業務の委託先への新規の依頼を打ち切り、新たに2者と契約を行ったとのことであるが、どのような状況であったのか。県には委託者としての責任があるのではないか」との質疑に対し、「県と受託者の間で、患者の想定人数の認識が違い、このような事態を招いた。県は委託者として、受託者が契約書に基づき業務を確実に遂行できているか監督する責任がある。受託者から具体的な実績など報告がなされなかったこともあるが、結果として業務の実態を把握できなかったことについては、県として監督責任があると考えている」との答弁がありました。

また、「今回、新たに契約した2者を選定したのは、どのような理由からか」との質疑に対し、「今回の委託先は旅行会社であるが、宿泊・自宅療養者支援センターは電話で対応する業務が多く、コールセンター業務を行っている旅行会社と親和性があると考えた。また、旅行会社の主催するツアーには看

護師が同行することも多く、看護師確保のノウハウもあり、他の自治体での実績もあった。加えて、前回の反省を踏まえ、1者ではなく複数の業者と契約した」との答弁がありました。

次に、第112号議案について、「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、これまで備蓄薬は一度も使用されたことがなく、ただ廃棄されている。随時見直しを行い、適正な配置基準にするように国に提言するべきではないか」との質疑に対し、「使用期限切れの備蓄薬への対応は、全都道府県の課題となっているが、国が備蓄方針を定めており、県独自では対応できない。以前から有効利用するよう国に要望しているが、今後も備蓄薬の有効利用及び財政負担軽減のための効率的な制度を確立するよう国に働き掛けていく」との答弁がありました。

また、「備蓄薬には、後発品を使えないのか」との質疑に対し、「備蓄薬については、国は積極的に後発品の利用促進を呼び掛けていないが、使用期限の延長や他県の状況等を踏まえ検討していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

このほか、当面する行政課題として、保健医療部から「福祉3医療の県内現物給付化について」、福祉部から「ケアラー・ヤングケアラー支援に関する取組について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

# 産業労働企業 委員長報告

委員長 永瀬 秀樹



## 〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第121号議案のうち産業労働部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「今回の感染防止対策協力金は、彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラスの認証を受けていない飲食店にも支給することとなる。これまで、一所懸命、感染防止対策に取り組んできた飲食店や、認証を受けた飲食店の積極的な活用を呼び掛けられた県民の理解が得られないのではないか」との質疑に対し、「非認証店が、協力金の支給を受けるには、緊急事態宣言下と同様に、営業時間を午後8時まで短縮しなければならない。加えて、酒類の提供を自粛しなければならないという厳しい条件になっているので、認証店や県民の理解は得られるものと考えている」との答弁がありました。

また、「緊急事態宣言が解除され、10月1日から新しいフェーズに移行する中で、県民が前向きな視点を持つことが重要である。埼玉県独自の具体策を進めていくことはできないのか」との質疑に対し、「例えば、ワクチン接種証明を活用した経済活性化策について、現在、国が技術実証を進めている。県としてもその参加を表明するなど、今後、前向きに取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

副委員長 松井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第107号議案について、「DX推進支援ネットワークを構築し、デジタル導入企業を支援することのだが、県におけるDXの将来像及び県内企業のデジタル実装の目標をどのように考えているのか」との質疑に対し、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画の中では、快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県という将来像を描いている。県内企業に対しては、経営者の意識改革、各種手続の電子化及びDXを担う人材育成等に目標を定めていく」との答弁がありました。

また、「事業再構築支援センターの設置により中小企業等を支援し、企業が国庫補助事業に採択されやすくすることのだが、事業の再構築を目指すのはどのような企業が多いのか。これまで、国庫補助事業の採択は2回行われているが、第1回目の埼玉県の採択率は45.8%である。採択率が低いことに対し、具体的にどのようなことが原因と考えるか。さらに、この事業で目標とする採択数はあるか」との質疑に対し、「再構築を図る企業は、飲食・宿泊・サービス業、次いで、製造業、卸売業、小売業が多いと考えている。国庫補助事業の採択率が低いことについては、主に企業の事業再構築の目的が明確になっていないことや、裏付けに基づいた実現性のある事業計画書の作成が必要であること等が挙げられる。国庫補助金の採択数の目標について、県内企業は、採択のポテンシャルが高いと思われるので、現在の採択数の全国順位よりも良くなるように、企業を支援していきたい」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第109号議案について、「2地区の産業団地の地盤対策工事を増額することだが、そのような事態となった原因について伺う。また、今後、同じ事態にならないために、どのように対応していくのか」との質疑に対し、「既存の地質調査結果などを参考に、開発区域内の地質状況を想定し、最小限の調査を行うことで予算を算出した。しかし、詳細な設計を行うために追加の調査を行ったところ、地質の状況が想定と異なっていたため、追加の地盤対策が必要であることが判明した。今後、新たに事業化する産業団地については、市町村からの情報収集も適切に行いながら、事前に十分な調査を実施し、予算の精度を高めていきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 県土都市整備 委員長報告

副委員長 萩原 一 寿



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第107号議案について、「繰越明許費をこの時期に設定する理由は何か」との質疑に対し、「関係機関との協議や支障物件の移設等による地権者や地元住民との調整に時間を要し、今年度内での完了が困難になったことが大きな要因である。このように遅れが生じた事業に関して、適正な工期を確保するため、早期に繰越明許費を設定することが望ましいと考えている」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第110号議案について、「今回の開発許可等の基準に関する条例の改正では、浸水等のリスクがある地域だけでなく、地盤について災害リスクがある土地も市街化調整区域の開発許可等ができる地域から外れることになるため、市町村によっては、予定していた施策の展開が困難になる地域もあるのではないかと危惧している。そうした場合には何らかの例外規定はあるのか」との質疑に対し、「今回の改正と併せて国から二つの例外が示された。一つは、社会経済活動の継続が困難になるなど地域の実情に照らしやむを得ないと開発許可権者が判断した場合である。もう一つは、個別の開発許可について、安全上及び避難上の対策が講じられたものについて開発審査会の議を経た場合である」との答弁がありました。

このほか、第117号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「インクルーシブ公園の整備について」質問が行われました。

その中で、「県内外の他の自治体ではインクルーシブ公園の整備の検討を始めていると聞いている。県ではインクルーシブ遊具の設置をどのように考えているのか。また、進捗状況はどうか」との質問に対し、「今後の整備としては、既存の遊具の老朽化に伴う更新時期がインクルーシブ遊具の設置を行う機会だと考えている。また、整備の進捗状況は、東京都の砧公園などインクルーシブの考えを取り入れた公園の現地調査や、インクルーシブ遊具を販売しているメーカーと意見交換を行い、最新の遊具の情報や設置事例などの把握に努めている」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「埼玉県住生活基本計画ほか2計画の見直しについて」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

# 文 教 委員長報告

副委員長 山口京子



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第113号ないし第116号議案について、「これらの設備の導入で、どのような教育的効果が期待できるのか。また、設備を活用した実習で技能検定などにも挑戦する環境をつくり、実績を発信する工夫をしていくべきではないか」との質疑に対し、「基礎基本の習得に加えて、授業で最先端の技術を学び、現在のデジタル産業を意識した資質の向上が見込めると考えている。また、新設備を活用したコンテスト等も視野に入れ、工業高校単独ではなく、チーム県立学校として切磋琢磨し、スキルを上げる施策を考えていく」との答弁がありました。

また、「これらの設備導入によって地域の産業人材を支えていく必要があると考えるが、県内工業高校の生徒における県内企業への就職状況はどうか」との質疑に対し、「令和3年3月に就職した生徒1,471人中951人が県内企業に就職している」との答弁がありました。

次に、第124号議案について、「学校職員等の期末手当の0.15月分を削減することだが、影響額の見込みはどうか」との質疑に対し、「全体として、約23億円の減額を見込んでいる」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、第124号議案に反対の立場から「新型コロナウイルス感染拡大により経済状況が悪化する中で政府が行った自粛要請と不十分な補償によって引き下げられた民間労働者の賃金に合わせて、公務労働者の期末手当を引き下げるものであり、厳しい人員体制の下、学校現場で

気を遣い、懸命に子供たちの感染を防ぐために奮闘している職員の実態から、かけ離れたものである」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、第124号議案については、多数をもって、第113号議案ないし第116号議案については、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「いじめ問題の対応について」及び「さいたま地方裁判所の判決における教育現場の勤務環境の改善について」質問が行われました。

その中で、「東京都町田市で起きたいじめ事件では、学校から与えられたタブレット端末に付随している機能がいじめに利用されていた。本県でもネットいじめを防ぐ体制を強化していくべきと考えるが、県はどのように対応するのか」との質問に対し、「情報通信端末を通じたネットいじめは、本県でも起こりうる事例と考えており、県立学校を対象として、民間専門業者に委託し、問題のある書き込みを監視するネットパトロールを行っている。また、ネット利用に関しては、学校で子供自身が情報端末のルール作りを考える取組を行えるよう促している。さらに、ネットトラブル注意報というチラシを各市町村教育委員会や学校に配布し、家庭への啓発を促している。こうした取組を充実させて、ネットいじめを防ぐ取組を強化していく」との答弁がありました。

また、「いじめに対応するなど問題を解決するよりも、隠蔽をしてでも問題を起こさなかったことが高い評価を受ける風潮では、いつまでも隠蔽体質は変わらないと考えるが、どのように改善に向けて対応していくのか。また、初期対応が大きく遅れたり、隠蔽が後に発覚した場合、管理職にどのように対処するのか」との質問に対し、「いじめが発生した場合、管理職はいじめの認知を早期に行い、その解消に向けたリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職を対象とした会議の場で引き続き周知徹底を図っていく。また、いじめなどの対応で、不適切な事案があれば、教育委員会として、しっかり指導していく」との答弁がありました。

次に、「裁判長の判決理由の中の『教育現場の勤務環境の改善が図られることを望む』を踏まえて、県としてどう対応するのか」との質問に対し、「令和元年9月策定の『学校における働き方改革基本方針』に基づき、業務量の削減、教職員の負担軽減に取り組んでいる。また、本年6月に小・中学校で実施した勤務実態調査結果について、研究者を交えた分析を行ったところ、勤務時間の削減に効果がある取組が確認できたため、実効性のある取組を市町村教育委員会や小・中学校の管理職に示して働き掛けていく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告

委員長 内 沼 博 史



### 〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第121号議案のうち危機管理防災部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「10月1日以降、段階的緩和措置が実施されるが、どのくらいの期間の状況をみて、酒類提供や営業時間の短縮等の制限を緩和するのか」との質疑に対し、「国が定める基本的対処方針では、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることを基本としており、その措置期間は1か月を目途として定めることとされている」との答弁がありました。

また、「感染状況によっては、実施期間の変更もあるのか」との質疑に対し、「感染状況によっては、専門家の意見を聞いた上で、10月24日より前に解除となる可能性もある」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと

おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



副委員長 権 守 幸 男

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「高齢者の交通事故抑止に関する取組状況について」、「10月7日に発生した地震の被害状況について」及び「コロナ禍における防災訓練について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「高齢者の交通事故防止のため免許更新時に高齢者講習等の受講を義務付けているが、当初予約電話が繋がりにくかったと聞いている。この状況は改善されているのか」との質問に対し、「従来は高齢者本人が電話で予約する仕組みであったが、令和2年度から、県公安委員会が講習等の日時や場所を指定し、変更を希望する方のみが手続を行う『高齢者講習等予約一元化システム』を導入した。これにより、高齢者の負担を大幅に減少させることができたと考えている。また、今後の高齢運転者の大幅な増加に対応するため、令和6年度には新たな高齢者講習施設を開設し、受入枠を段階的に増加させ、最大で年間約57,000人を受け入れる計画である」との答弁がありました。

次に、「コロナ禍における防災訓練について、今後どのように考えていくのか。また、コロナ禍の避難所運営について、収容定員の制限やそれにより不足する避難所の確保について、県有施設の活用も含め、県が指針を示す必要があるのではないか」との質問に対し、「新型コロナウイルスの感染拡大期においては、大人数を1か所に集めて行う大規模な訓練の実施は難しい。しかし、コロナ禍で災害が発生

した場合には、感染防止にも対応する必要がある。それにはデジタル技術を活用しリモートで訓練を行うなどの工夫をしながら、できる限り防災訓練を実施していくことが必要であると考えている。また、県では、昨年5月にコロナ禍における避難所運営のガイドラインを策定し、市町村に周知した。県有施設についても、避難所として活用が進むよう各部局に依頼している。さらに、最近ではホテル等を避難所として活用する取組が進められており、県はホテル旅館生活衛生同業組合と協定を締結し、市町村の避難所確保の支援に取り組んでいる」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「サイバー犯罪の現状と対策について」の詳細な報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 5 年計画 特別委員長報告

委員長 齊藤 正 明



5 年計画特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、「新たな5 年計画の策定等に関する件」であり、その後、第118号議案が付託されました。今回は、第118号議案のうち、埼玉県5 年計画案の総論等について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、『時代の潮流』においては客観的事実を示すべきであるが、課題や施策の必要性にまで言及しており、政策誘導とを感じるが、現状を理解するための記述とするべきではないか」との質疑に対し、「中長期の展望を示した上で、目指すべき将来像を明確にすることが重要であり、その将来像をよりの確に示していくためには、客観的事実や統計の分析を踏まえ、今後の社会の傾向や課題なども示すこと

が必要であると考えている」との答弁がありました。

次に、『埼玉県の目指すべき将来像』について、三つの将来像が記載されているが、この将来像はどの時点におけるものを示しているのか」との質疑に対し、「日本の高齢者人口がピークになる2040年も見据えているが、SDGsの達成年限である2030年頃を見据えた将来像を示している」との答弁がありました。

次に、『時代の潮流』のうち『新たな社会への進展』はデジタル関係の記述が中心となっており、LGBTQといった多様性や寛容性に触れられていないが、目指すべき将来像の『誰もが輝く社会』にはLGBTQの理解増進に取り組むと記述されている。『新たな社会への進展』にLGBTQといった多様性について記述するべきと考えるがどうか」との質疑に対し、『時代の潮流』では大きな柱として6項目を設定しており、LGBTQといった多様性等については直接記述していないが、そうしたものが背景となり、課題となって表れてくると考えている」との答弁がありました。

以上のような質疑が終了したところで、委員長の私から、本議案は広く県政全般に係る計画であるため、会期中の限られた期間で結論を出すのは困難であり、十分な審議時間を確保できる状況の中で、より慎重に審査することが必要である。そのため、本議案については、閉会中の継続審査として、慎重に審査したい旨発議したところ、総員をもって了承された次第であります。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、第118号議案につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 藤 井 健 志



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査

経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「農林業・農山村の循環型社会への貢献について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「太陽光パネルが山間部に設置されることについて、森林の伐採や土砂災害への影響など、様々な課題が発生している。循環型社会の形成においては、森林を守っていく観点も重要だが、国への要望等も含めて今後の取組の方向性をどのように考えているか」との質問に対し、「設置箇所における残すべき森林の割合に係る基準を設けるなど、太陽光パネルが適切に設置されるよう取り組んでいる。さらに、庁内に設置した副知事をトップとする太陽光発電を含めた山林の盛り土や開発等について検討する場において、現状を十分に把握し、国への要望も含めて検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「農山村の循環型社会への貢献を実現していくためには、第一次産業に従事している方々を守っていくことが必要である。様々な施策を生産者の利益につながるように検討し、実施していく必要があると考えるが、どうか」との質問に対し、「農山村における循環型社会の形成に向けた施策は、農林業が適切に営まれるよう振興を図っていくことが大前提である。担い手の育成や生産の振興など、実効性の高い施策をしっかりと検討し、実施していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革 特別委員長報告



副委員長 飯塚 俊彦

地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方財源の確保対策について」及び「地方創生・SDGsの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「臨時財政対策債と減収補填債を除く県債残高は一貫して減少しているとのことだが、県の発展を見据え、必要な未来への投資は行っていくべきではないか」との質問に対し、「今年度は国の補正予算を活用して13か月予算ベースで前年度比19.5%増を確保している。公共事業費は平成29年度から4年連続で伸ばし、投資的経費全体でも平成30年度から4年連続で伸ばしている。将来的な負担には配慮しつつ、国庫補助金や交付税措置のある有利な県債を活用し、本県の発展につながる未来への投資はしっかりと行い、県内の経済活性化に努めていきたい」との答弁がありました。

また、「地方税の確保については楽観視できる状況にない。企業業績の回復基調に油断することなく、税収確保策に取り組むべきと思うがどうか」との質問に対し、「法人二税関係では高額な滞納事案が発生することもあるため、課税段階から納期内納税を強く勧め、滞納事案には早期処分等に取り組む。併せて、令和2年度の決算状況や直近の収入状況等を踏まえ、今後の目標を再設定し、各県税事務所と一体となり戦略的な税収確保に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム



ム分科会に設けている部会について、全市町村の参加が必要とのことだが、参加するメリットをしっかりと提示できなければ、人員が不足している市町村は参加に踏み切れないと思うがどうか」との質問に対し、「市町村で行っている事業にSDGsを絡めていくことで発信力が高まると考えている。加えて、市町村が参加しやすくなるよう、今後、市町村と対話しながら対処方針を検討していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策 特別委員長報告

副委員長 浅井 明



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「株式会社さいたまアリーナ」、「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県住宅供給公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、株式会社さいたまアリーナについて、「コロナ禍によって落ち込んだ稼働率及び収入を早期に回復するために、どのような経営戦略を立てているのか。また、さいたま新都心の価値向上とにぎわいを創出するために、今後どのようにエリアマネジメントしていくのか」との質問に対し、「今までは取

入の7割から8割が貸館収入であったが、貸館以外の収入の柱を強化するために、昨年度組織を改編し、新たに事業部を立ち上げて自主事業の拡大に力を入れている。また、まちづくりを推進するために、本年3月に周辺企業などとエリアマネジメント法人を設立し、共同イベント等の取組を行っていく予定である。将来的には、都市再生推進法人の指定を受け、さいたま新都心駅前の大型ビジョンや駅前のスペース等の公共空間を管理・活用して、販売活動やPR活動などの収益事業も行えるように取組を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「プールスタッフの救命資格の取得とあるが、プール以外の公園での取得に向けてどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「プール以外の公園でも、いざというときの救命救急の対応は必要なことであり、指定管理者としてもそのような人材がいることは強みになると考えている。協会では、救命救急の資格、若しくはそれに相当する資格や経験を職員が得られるようにジョブローテーションを組み、早い段階でプールでの経験を積めるようにしている。また、最新の講習経験のある職員が協会内で知識や経験を共有するための取組も行っている」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「高齢化社会に対応するために、どのような県営住宅を整備していくのか」との質問に対し、「高齢者同士が互いに見守れるような環境づくりを進めるため、高齢者が交流できるように広い共用リビングを有した単身高齢者モデル住宅の整備を進めている。また、県営住宅の建替えに当たっては、地域への波及効果も考えた上で、高齢者サービスなどを導入した団地再生事業にも取り組んでいる。さらに、IoTを利用した見守りなどにも取り組んでいる」との答弁がありました。

このほか、県内の中小企業の受注機会の拡大について、活発な論議がなされました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の

報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

副委員長 木下博信



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「地域医療について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「人口10万人当たりの医師数について、全国最下位を脱出するために、どのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「平成26年から平成30年の4年間について、全国46位の茨城県と比較すると、茨城県は増加数が444人、増加率が9%であるのに対し、本県は増加数が1,385人、増加率が12.5%であり、医師の増加数や増加率では成果が表れつつある。一方、人口を比較すると、茨城県は減少しているのに対し、本県は増加しており、10万人当たりの医師数では差が縮まっていない。しかし、近年、本県における医師の育成環境が評価され、若い医師が流入してきている状況にあるので、埼玉県総合医局機構の取組等を通じて、引き続き多くの若手医師を呼び込むなど医師の確保に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「徳島県では、『徳島県災害リーダー薬局』という認定制度を設け、災害時における県民の安全確保に取り組んでいる。本県としても参考にすべきと考えるがどうか」との質問に対し、「現在県が実施している薬剤師災害リーダーの養成については、県薬剤師会と取り組んでいる。同会とも相談をしながら、災害時の県民の安全確保の手法について研究していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、

「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 宇田川幸夫



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「中小企業の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県内企業の後継者不在率が改善しているのは、どのような施策が影響しているのか」との質問に対し、「県では事業承継ネットワークを構築し、金融機関や士業団体、事業承継・引継ぎ支援センターなどに寄せられた相談を繋げていく取組を行うことで、事業承継の円滑化に努めている。また、後継者候補を集めてワークショップ形式で行う『事業承継塾』も開催している」との答弁がありました。

次に、「オンライン彩の国ビジネスアリーナは、これまでの展示会の実績と比べて変化はあったのか。また、今後もオンラインでの開催を継続するのか」との質問に対し、「展示会をオンライン化したことで、時間や場所の制約がなくなり来場者は1万人以上増加した。また、県外の大規模な企業との商談が成立するなどの成果もあった。今年度もオンラインでの開催を考えているが、対面の良さをどのように取り込んでいけるか検討している」との答弁がありました。

次に、「商店街の『街』という概念は、変化している。今後、路面に面している商店街だけでなく、やる気のあるグループやSNSを利用したバーチャルなモールも『街』として幅広く捉えていかなければこの先厳しいと考える。このような新たなビジネスの流れを、県はどのように考えているのか」との質問に対し、「規約の整備を前提として商店街以外の商業者グループにも補助をしている実績はあるので、そうした支援を増やしていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 安藤友貴



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「消防力の強化について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「消防の広域化について、7ブロック化を進めているようだが、進んでいないエリアに対して県主導で何らかの取組ができないのか」との質問に対し、「広域化に至っていない理由は市町村ごとに様々で、広域化へのきっかけがないという現状もある。今後、各消防本部で指令装置の更新時期を迎えるところが多いので、これを契機に広域化を進めていきたい。また、更新費用については、国の緊急防

災・減災事業債という地方債を活用することで財政的負担が軽減されること等を市町村に示しながら、広域化に向けた協議を目指していく」との答弁がありました。

次に、「コロナ禍における救急救命士の教育訓練で、現場実習の機会が失われている状況があれば、今後大きな課題になってくると思うがどうか」との質問に対し、「昨年度は感染防止の観点から講師となる医師の確保ができず、病院実習の受入れも困難であったことから、救急救命士のスキルアップや養成という面では影響があったと考えている。しかしながら、これまで継続的に救急救命士の養成を進めてきたため、救急救命士の数に関して影響は限定的と考えている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

副委員長 松澤正



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」であります。今回は、「グローバル人材の育成について」審査を行いました。審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「『埼玉発世界行き』奨学金を利用する方が少ない原因として、給付額が低く留学に行けないと感じている利用者がいると考えるが、低所得者などに向けた別の奨学金制度は検討できないか。また、

利用者の状況に応じた的確な支援のため、所得状況を把握すべきと考えるがどうか」との質問に対し、「奨学金の金額については、経済界や大学関係者も参加する運営協議会において、特別枠の設定について諮っていききたい。また、関係団体と協議し、奨学金の応募書類に利用者のバックグラウンドを任意で記入できる欄を設け、選考の際に考慮できるよう検討したい」との答弁がありました。

次に、「外国語指導助手（ALT）の配置について、外国語の習得を目的とするのであれば、コロナ禍でALTが来日できない場合など、オンラインで行えるよう整備することも重要であると考えがどうか」との質問に対し、「実際にALTが日本人の教員と授業を行うことで、教員自身も学ぶことができるほか、生徒も教員とALTとのやり取りを聞いて学べるという利点がある。一方で、今後もコロナ禍においてALTが来日できない状況も考えられるので、どのような方法でALTを活用していくべきか課題も含め研究していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告

副委員長 本 木 茂



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」であります。今回は、「第5波の振り返り」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県庁内の食堂は、感染症対策をしっかりと講じているが、彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラスの認証を受けていない。飲食店プラスの認証を受けてもらう目的は、飲食店の感染症対策についての意識を高めてもらうことと県民が安心して飲食店を利用してもらうことだと思ふ。まずは、県庁内の食堂や県有施設内の飲食店が、飲食店プラスの認証を受け、県民に安心を与え、また、感染症対策の意識を高めてもらうことを示す必要があると思ふがどうか」との質問に対し、「当該制度は、飲食店を安心して利用してもらう趣旨から始めたものである。外部の方の利用が少ない食堂については、積極的に働き掛けておらず、協力金の対象になる飲食店に比べて認証が進んでいない。県内の飲食店に制度の趣旨をしっかりと説明し理解していただき、飲食店プラスの取得を広く働き掛けていきたい」との答弁がありました。

次に、「飲食店プラスの認証業務を委託している。条件を満たしていないのに認証された事例や満たしていない項目があったとしても、事後のチェックがない事例など、様々な意見があり、飲食店プラスの信頼性が揺らいでいると感じている。例えば認証ダブルプラスのような新たな認証制度を設けるなど、信ぴょう性をしっかりと担保するための工夫が必要と考えるがどうか」との質問に対し、「デルタ株のまん延を受けて、国でも業種別ガイドラインの見直しを呼び掛けており、技術実証や、新たな変異株等の様々なリスク分析なども進んでいく中、第三者認証制度の在り方について、本県でも検討している。提案いただいた内容をしっかりと受け止め、より良い制度になるように対応したい」との答弁がありました。

次に、「埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターの業務について、自宅療養中、県からの連絡がなく、電話も全く通じない状態になり、亡くなる方もいる中で、多くの方が、とても不安を感じていたと思ふ。想定を超える患者の増加で、人員の確保が追いつかず、業務が滞ったとのことだが、一人当たりの業務量をしっかりと計算できていれば、必要な人員の把握ができたと思ふがどうか」との質問に対し、「業務をしっかりと履行できず多くの方に御迷惑をお掛けした。根本的な問題の一つとして、健康観察の

対象人数を、最大何名まで受け持つことができるのかということについて、委託業者との間で認識のずれがあった。契約に数値を明記していなかったという反省点がある。今後、新たな委託業者と契約する際は、最大何名まで受け持つのかということを経済書等にしっかりと明記する」との答弁がありました。

次に、「県が設置している大規模接種センターの予約率が一日13.2%で、当日受付を入れても約20%とのことである。現在は予約枠が埋まっていないので、受付時間の延長や接種会場を利便性が良い場所に移すなど、弾力的な運用により、接種センターの利用拡大を図るべきと考えるがどうか」との質問に対し、「受付時間は、当初、17時までであったが、エッセンシャルワーカーを接種対象としたときに19時まで延長した。また、22時まで受付時間の延長を考えたが、副反応が起こった場合、救急搬送など医療機関への搬送が必要になることから、医療機関と相談をしたところ、深夜帯での対応が難しいとの意見があったため、19時までにした経緯がある。また、接種会場を利便性が良い場所に移すことについては、接種センターは医療法上、診療所扱いになっており、制度面との兼ね合いの検討が必要になる。しかしながら、コストをかけて接種センターを運営している以上、予約が埋まる利用拡大策を考えていく」との答弁がありました。

次に、「酸素ステーションの使用病床は、9月1日と5日の両日が10床のうち6床の利用で最大であった。病床がひっ迫し、自宅療養者が非常に増えた時期であるにもかかわらず、なぜ、10床が1日も満床にならなかったのか」との質問に対し、「9月上旬に病床がひっ迫していたのは事実である。保健所において、入院基準に基づき入院を判断し、入院調整本部で一元的に入院調整を図った結果、速やかに入院が決まらなかった方で、酸素投与が必要であった方が最大6人であった」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

# 議案の審議結果

令和3年9月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

9月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計60議案について、21日間にわたり熱心な審議が行われ、10月14日に議決された。議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	同意	継続審査	合計
予算		4			4
条例		4			4
事件		7	26	3	36
意見書・決議		16			16
計		31	26	3	60

## 知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
107	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第10号)	歳入歳出予算補正額 1,271億6,885万円 累計額 2兆5,711億5,964万3千円 修正後 2兆5,956億2,572万8千円 繰越明許費の補正 追加 21件 地方債補正 変更 4件	原案可決
108	令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	債務負担行為の補正 追加 1件	原案可決
109	令和3年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	業務の予定量 主たる建設改良事業 補正予定量 △2億7,125万円 累計量 41億8,443万9千円 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 △529万円 累計額 15億3,718万6千円 資本的支出 補正予定額 △2億7,125万円 累計額 46億7,605万4千円	原案可決

110	埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域において開発許可等を行うことができる区域に含まない区域として土砂災害警戒区域等を追加するための改正をしようとするものである。	原案可決
111	工事請負契約の締結について	工 事 名 道路改修工事 (大滝トンネル本体工) 施 工 箇 所 一般国道140号 秩父市大滝地内 履 行 期 限 令和7年3月31日 請 負 金 額 52億3,589万円 請 負 業 者 株式会社大林組ほか2社	原案可決
112	財産の取得について	財産の種類 物品 財産の内容 抗インフルエンザウイルス薬 (タミフル2,170,000カプセル) 取 得 金 額 4億411万9,100円 契約の相手方 中外製薬株式会社	原案可決
113	財産の取得について	財産の種類 物品 財産の内容 産業教育設備 (レーザー加工機32台) 取 得 金 額 4億2,891万2,000円 契約の相手方 関東物産株式会社	原案可決
114	財産の取得について	財産の種類 物品 財産の内容 産業教育設備 (CNC旋盤13台) 取 得 金 額 3億3,319万円 契約の相手方 株式会社雄飛堂	原案可決
115	財産の取得について	財産の種類 物品 財産の内容 産業教育設備 (マシニングセンタ10台) 取 得 金 額 3億580万円 契約の相手方 株式会社雄飛堂	原案可決

116	財産の取得について	<p>財産の種類 物品</p> <p>財産の内容 産業教育設備 (3Dプリンタ16台)</p> <p>取得金額 2億873万6,000円</p> <p>契約の相手方 株式会社オキナヤ</p>	原案可決
117	訴えの提起について	<p>県営住宅の明渡しに関して訴えを提起し、又は和解しようとするものである。</p>	原案可決
118	埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について	<p>埼玉県5か年計画の計画期間が令和3年度で終了することから、新たな5か年計画を策定し、それに伴い個別計画を変更しようとするものである。</p>	継続審査
119	令和2年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について	<p>一般会計歳入歳出決算</p> <p>予算現額 2兆4,940億 125万9,963円</p> <p>収入済額 2兆2,409億2,347万8,335円</p> <p>支出済額 2兆2,017億6,933万7,802円</p> <p>翌年度へ繰り越すべき財源 120億 695万 555円</p> <p>実質収支額 271億4,718万9,978円</p> <p>前年度実質収支額 51億2,040万 874円</p> <p>単年度収支額 220億2,678万9,104円</p> <p>特別会計歳入歳出決算</p> <p>予算現額 1兆2,310億3,626万6,230円</p> <p>収入済額 1兆2,268億2,233万5,488円</p> <p>支出済額 1兆2,047億3,418万5,383円</p> <p>翌年度へ繰り越すべき財源 3億3,273万2,693円</p> <p>実質収支額 217億5,541万7,412円</p> <p>前年度実質収支額 104億7,889万 583円</p> <p>単年度収支額 112億7,652万6,829円</p>	継続審査
120	令和2年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	<p>令和2年度埼玉県病院事業会計決算</p> <p>令和2年度埼玉県工業用水道事業会計決算</p> <p>令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計決算</p> <p>令和2年度埼玉県地域整備事業会計決算</p> <p>令和2年度埼玉県流域下水道事業会計決算</p>	継続審査



121	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第11号）	歳入歳出予算補正額 244億6,608万5千円 累計額 2兆4,684億5,687万8千円	原案可決
122	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	知事等の特別職及び教育長の期末手当の額を改定するための改正をしようとするものである。	原案可決
123	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の期末手当を改定等するための改正をしようとするものである。	原案可決
124	学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会の勧告を踏まえ、学校職員の職員の期末手当を改定等するための改正をしようとするものである。	原案可決
125	彩の国功労賞の贈呈について	池田向希氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同意
126	彩の国功労賞の贈呈について	源田壮亮氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同意
127	彩の国功労賞の贈呈について	平良海馬氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同意
128	彩の国功労賞の贈呈について	我妻悠香氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同意
129	彩の国功労賞の贈呈について	森さやか氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同意
130	彩の国功労賞の贈呈について	宮崎早織氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同意
131	彩の国功労賞の贈呈について	本橋菜子氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同意

132	彩の国功労賞の贈呈について	並木月海氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
133	彩の国功労賞の贈呈について	梶原悠未氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
134	彩の国功労賞の贈呈について	山田優氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
135	彩の国功労賞の贈呈について	新井千鶴氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
136	彩の国功労賞の贈呈について	濱田尚里氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
137	彩の国功労賞の贈呈について	丹羽孝希氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
138	彩の国功労賞の贈呈について	安藤美希子氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
139	彩の国功労賞の贈呈について	乙黒拓斗氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
140	彩の国功労賞の贈呈について	鈴木亜弥子氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
141	彩の国功労賞の贈呈について	高橋和樹氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
142	彩の国功労賞の贈呈について	萩原紀佳氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
143	彩の国功労賞の贈呈について	若杉遥氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
144	彩の国功労賞の贈呈について	赤石竜我氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意

145	彩の国功労賞の贈呈について	藤澤潔氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
146	彩の国功労賞の贈呈について	倉橋香衣氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
147	彩の国功労賞の贈呈について	島川慎一氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
148	彩の国功労賞の贈呈について	中町俊耶氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
149	彩の国功労賞の贈呈について	羽賀理之氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
150	彩の国功労賞の贈呈について	菅野浩二氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意

# 議員提出議案（意見書・決議）

議第35号議案

## 北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、 制裁措置の厳格な履行等を求める決議

北朝鮮は、国際社会の度重なる警告にもかかわらず、弾道ミサイル等の発射を繰り返しており、北朝鮮メディアが9月11、12日に新型長距離巡航ミサイルの発射実験に成功したと発表し、さらに、同月15日には我が国の排他的経済水域内に落下する短距離弾道ミサイル2発を発射した。

度重なる弾道ミサイル等の発射は、我が国の平和と安全を脅かすばかりでなく、国際連合安全保障理事会決議等に明白に違反するものであり、国際社会の一致した平和的解決への強い意志を踏みにじるこの暴挙を断じて容認することはできない。

北朝鮮は、「核戦争抑止力をさらに強化し、最強の軍事力を育てる。」と公言しており、本年3月に続く累次の弾道ミサイル発射は、核兵器開発と一体のものである。こうした軍事対応の強化は、朝鮮半島の非核化と北東アジアの平和構築に逆行するものである。

そこで、本県議会は、繰り返される北朝鮮の重大な挑戦に断固として抗議するとともに、最も強い言葉で非難する。北朝鮮は、日本を含む東アジアと世界の平和と安全への脅威となる核開発と関連活動を中止し、放棄すべきである。そのために国際社会は北朝鮮に対し、結束して強く働きかけるべきである。

また、国は、米国をはじめとする関係国と緊密に協力し、国際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置を完全に履行するとともに、我が国独自の制裁措置をより一層強化し、北朝鮮に対し、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向けた、具体的行動を強く促すよう求める。

以上、決議する。

令和3年9月24日

埼 玉 県 議 会

原案可決

議第36号議案

## 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設を求める意見書

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす社会を実現するためには、障害者の経済的な基盤の確立が不可欠である。

重度心身障害者に対する医療費助成制度は、障害により医療機関にかかる機会の多い重度心身障害者や、その家族の経済的負担を軽減するための制度である。

当該制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者、助成対象範囲、助成方法などが異なっているが、自治体の財政力等により、そのサービス水準に格差が生じるのは望ましくなく、国が

全国一律に実施すべきである。

よって、国においては、地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とする統一した公費負担医療制度を創設することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

様

原案可決

議第37号議案

## 新型コロナウイルスワクチン接種に関し 国による責任を持った対応等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、国が感染抑止の切り札と位置付けており、本年10月上旬には、全国民の6割が2回の接種を完了した。特に高齢者のワクチン接種は進んでおり、9割近くが2回の接種を完了している。

ワクチン接種は、その期待と役割が非常に大きいことから、希望する全ての国民に対し、可及的速やかに2回目までの接種を完了させていく必要がある。

また、国は、ワクチンの2回接種を完了した人を対象にした通算3回目となる追加接種、いわゆる「ブースター接種」の実施について「必要がある」と判断するとともに、異なる種類のワクチンを接種する「交接種」などについて、検討している。

本年8月中旬に、本県が、県内の若年層（18歳～39歳）を対象として実施した新型コロナウイルスワクチン接種に関する意識調査の結果によれば、接種に前向きな若年層は70.3%であり、残り3割が接種に後ろ向きであった。接種に後ろ向きの理由としては、「ワクチンの副反応が心配」が65.4%、「ワクチンの効果に疑問がある」が36.7%などとなっており、科学的で正しい情報を国民に向けて確実に伝わるよう発信していくことが喫緊の課題である。

さらに、国は、接種業務に従事する医療職の確保策の一つとして、医療職が接種業務に従事したことによる給与収入は、被扶養者の収入確認の際の年間収入には算定しないこととし、仮に130万円を超えることとなっても、扶養認定を取り消さないことなどとした。一方で、直接ワクチン接種業務に従事しない看護師等の有資格者及び受付事務などに従事する医療事務職に対しては、特例措置の対象外としたため、業務内容による格差が生じている。

併せて、新型コロナウイルス感染症の治療薬における国の認可手続の遅れも懸念されている。

よって、国においては、国民に対するワクチン接種の着実な推進等を図るため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 ワクチン接種後に死亡や後遺障害が発生した場合、ワクチンとの因果関係の証明は第一義的に国が行い、国が全ての補償を行うこと。
- 2 接種に伴う副反応に対して国が責任を持って適切に医療上の措置が行える体制を整備するとともに、ワクチンの感染予防効果や変異株に対する効果、副反応に関する情報等、科学的で正しい情報を国民に向けて積極的に発信すること。
- 3 若年層の円滑な接種に向けた体制づくりなど、地域の実情に応じた対応ができるよう特段の配慮を図ること。
- 4 「ブースター接種」や「交互接種」などについて必要なワクチンを確実に確保するとともに自治体の予算や人員体制への影響も十分に考慮の上、科学的知見に基づき国としての方針を可及的速やかに示すほか、具体的なスケジュールを含めた接種の進め方や、優先順位等の考え方など、接種事務を担う市区町村の今後の接種計画の策定に資するよう、中長期的な接種のあり方について早期に提示すること。
- 5 直接ワクチン接種業務に従事しない看護師などの有資格者及び受付事務などに従事する医療事務職等に対しては、ワクチン接種業務に従事する医療職と同様に被扶養者の収入確認に係る特例措置の対象とするとともに、当該措置について健康保険組合等保険者への周知の徹底を図ること。
- 6 今回のパンデミックのような緊急時に、一定の安全性や有効性を確認することで承認前からワクチンや治療薬の販売を許可する「緊急使用許可（EUA）」という制度等が諸外国で実施されており、同様の制度を我が国でも導入できるよう法改正を行うこと。
- 7 ブレックスルー感染の実態を把握し、地方自治体や国民に対し、科学的で正しい情報を広く周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣  
ワクチン接種推進担当大臣

様

原案可決

議第38号議案

## 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を 埋立てに使用しないこと等を求める意見書

先の戦争における沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍、軍人、民間人の区別なく、本県

出身者も含め沖縄戦などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘されている。

本県は、昭和41年11月に、平和祈念公園内に本県出身で沖縄をはじめ南方諸地域で戦没された方々の慰霊をするために「埼玉の塔」を建立して、戦没者の霊を吊ってきた。

糸満市摩文仁を中心に広がる沖縄本島南部地域では、沖縄戦で亡くなった兵士や沖縄県民の遺骨が今なお残されており、戦後76年が経過した現在でも戦没者の遺骨収集が行われている。先の戦争で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されるものではない。

よって、国においては、戦没者の遺骨収集を着実に推進するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、国が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

様

原案可決

#### 議第39号議案

### 消費者を不利な決定に誘導する「ダークパターン」と呼ばれる仕組みを規制する法の整備を求める意見書

令和3年度版の消費者白書によれば、令和2年に、全国の消費生活センター等に寄せられたインターネット通販に関する相談件数は、約28万件となり、前年より27%増加した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新しい生活様式が提言され、外出を自粛して通販を利用する人が増えていとみられている。こうした中、インターネット通販において、消費者のぜい弱性につけ込む形での被害が増加している。

インターネット通販のサイト上で、契約に向けて焦らせるために、購入期限までの残り時間をカウントダウン表示すること、また、「定期購入」や「メルマガ購読」などが当初から選択されていることなど、消費者が取引を行うタイミングで混乱して一時的にぜい弱な判断状態となり、結果として自由意思による選択が阻害される通称「ダークパターン」と言われているものに対して世界的に問題提起がされている。

国は、この「ダークパターン」やデジタル時代の消費者のぜい弱性などに関して、本年2月よりOECDに抛出したファンドにより国際的な調査を開始し、その状況を関係各国で共有するとともに、調査結果については、今後、国内の法令にも必要に応じて反映させていくこととしている。

新しい生活様式の定着が進む中で、消費者が正しい判断のもと取引できるようにするためには、消費者のせい弱性をつく悪質な仕組みに対する規制の導入が急務となっている。

よって、国においては、消費者を不利な決定に誘導する「ダークパターン」のような仕組みを規制する法の整備を速やかに実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
消費者及び食品安全担当大臣

様

原案可決

#### 議第40号議案

### 女子差別撤廃条約選択議定書の批准及び国内法の整備を求める意見書

昭和54年、国連は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする女子差別撤廃条約を採択し、我が国は、昭和60年にこの条約を批准した。本年2月現在、189か国が批准している。

さらに平成11年、条約の実効性を強化し女子が抱える問題を解決するために、個人通報制度等を認めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で採択され、平成12年12月に発効している。本年2月現在、条約批准189か国中114か国が選択議定書を批准しているが、我が国はいまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約に基づき設置された委員会に通報を行うことができ、当該委員会がこれを審査して通知するという制度である。当該委員会が通報者の人権侵害を認める通知を出したとしても、この通知は当該批准国に対し法的な拘束力を持つものではないが、条約の実施の効果的な担保を図る上で、大切な制度であると考えられる。

このような選択議定書を批准することにより、批准国は国際的な人権基準に基づき女子の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

しかし、我が国は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」が156か国中120位と先進国の中で最低レベルであり、女子に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するための更なる施策の実施が不可欠となっている。

国は、第5次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としており、具体的な取組が急務となっている。

よって、国においては、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。



記

- 1 女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准すること。
- 2 上記選択議定書に関連する国内法を早急に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
男女共同参画担当大臣  
女性活躍担当大臣

様

原案可決

議第41号議案

## ケアラー支援の法制化等を求める意見書

家族の介護や看護に追われ、心身の健康や学業、仕事、ひいては人生全般にわたって深刻な影響が出ているケアラーに対応するため、本県では、令和2年3月に全国初となる埼玉県ケアラー支援条例を制定した。

この条例は、「家族なら介護をするのは当たり前」という考えを転換し、ケアラーの存在を社会的に認知し、必要な支援を行うことで、ケアラーが孤立せず、健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的としている。

具体的には、話を聴くことでケアが健康や社会生活に及ぼす影響を評価し、適切なケアの量と種類を考えてケアラーに対する個別支援計画を立て、必要な支援をすることである。

本県に続くように北海道栗山町をはじめとする複数の自治体で条例が制定されるなど、全国的にケアラー支援の気運が高まっているが、ケアラーの抱える問題は全国共通であり、地方自治体任せにせず、支援に関して基本的な事項を定めた法制化が不可欠である。

このような中、国では本年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げて検討し報告書をまとめ、さらに、経済財政運営の指針「骨太の方針」にもヤングケアラーの支援が盛り込まれた。

しかしながら、家族の中にヤングケアラーを含め複数のケアラーがいる場合もあり、ケアラー全員に対して支援が必要になる場合も多い。

よって、国においては、ヤングケアラーだけでなく、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 多様なケアラーを社会的に認知し、支援していくため、ケアラー支援に係る総合的な計画を策定するとともに、ケアラー支援基本法（仮称）の早期制定を図ること。
- 2 介護保険法や障害者総合支援法など、ケアラーの存在が想定される既存の法律について、ケアラー支援の視点を取り入れた見直しを検討すること。

3 ケアラーを支援する施策を実施する地方自治体に対する財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
共生社会担当大臣

様

原案可決

議第42号議案

## 太陽光パネルの丘陵地への立地規制等に係る法整備等を求める意見書

本年4月に開催された気候サミットにおいて、我が国は、温室効果ガスの更なる削減を目指すことを宣言した。

地球温暖化は、既に臨界点に達しており、世界中で異常気象が勃発し、災害を引き起こしていることは周知の事実であり、我々はこれを止めるべく、最大限の対策を講じなければならない。

従来の化石燃料に代わる非化石燃料として、太陽光、風力、水力、地熱等の再生可能エネルギーが挙げられるが、中でも太陽光発電はコスト面等から民間事業者が参入しやすく、住宅の屋根、空き地、丘陵地等に太陽光パネルを設置する事例が数多く見られる。

しかし、太陽光パネルが丘陵地等の斜面に設置された場合、豪雨や地震等で崩落し、設置の際の盛土と共に、凶器と化した太陽光パネルが、住宅や公共施設などを襲うことは想像に難くない。

現在、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「FIT法」という。）及び政省令において、太陽光パネル設置後の保守点検について規定されているが、現実には、丘陵地等の斜面に設置された太陽光パネルの崩落が起きている。我が国では、災害が発生する度に、これまで多くの人命が失われてきた。国は、防災・減災の観点から、更なる国土強靱化に取り組むべきであり、決して災害の火種を増やしてはならない。

国が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（本年4月改定）には、事業者が適切な事業を実施するために必要な措置として、「土地及び周辺環境の調査・土地の選定に当たっては、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺の景観との調和などに配慮する」旨の規定がある。

また、地方自治体によっては、太陽光パネル施設の規制を定める条例を制定する動きもあるが、国による統一的な基準による立地規制が不可欠である。

よって、国においては、発電事業者による適切な事業実施の確保等を図るため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 「事業計画策定ガイドライン」を遵守しない「再生可能エネルギー発電事業計画」を国に提出した事業者に対しては、FIT法に基づく事業認定を行わないこと。
- 2 丘陵地等の斜面などの土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域として指定されている地域においては、今後、太陽光パネルの設置を原則禁止とすること。
- 3 設置済太陽光パネルについて、「崩落防止」のために定期的な保守点検を行う仕組みを作ること。
- 4 発電期間終了後の太陽光パネルについて、環境に配慮したリサイクルシステムを構築すること。
- 5 自然災害等により、太陽光パネル施設が崩落し、被害が発生した際には、設置事業者又は事業主が、原状回復に努めるとともに被害に対する補償を行う仕組みを作ること。
- 6 上記2から5までに事業者が従わない場合には、法的罰則規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

様

原案可決

議第43号議案

## 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の改正を 求める意見書

昭和49年に本県上福岡市（現ふじみ野市）在住の渡辺秀子さんの長女である高敬美さん（当時6歳）と長男である高剛さん（当時3歳）が北朝鮮工作員によって拉致される事件が発生した。

しかし、拉致されたこの姉弟が、当時の国籍法の規定により日本国籍を有していなかったことから、日本国民として、内閣総理大臣が認定した拉致被害者には含まれなかった。今なお警察庁における「北朝鮮による拉致容疑事案」とされており、国民の認知度も高まっていない状況である。

国は、本事件に関し、平成19年4月に、北朝鮮に対し「我が国からの拉致は、重大な主権侵害であり、厳重に抗議する。また、原状回復として被害者を我が国に戻すことを求めるとともに、本件に関する真相究明を求める。」旨申し入れたが、解決に至っていない。

また、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（以下「拉致被害者支援法」という。）」においては、主に「日本国民」の拉致を施策の対象としていること等から、この姉弟の安否などに関し、国民に対して広く情報を求めることや拉致の実態解明が進んでいない。

よって、国においては、拉致被害者支援法の適用対象に関し、「日本国民」から「日本国民とその家族」へと拡大する法改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
内閣官房長官  
拉致問題担当大臣

様

原案可決

議第44号議案

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店などと取引を行う 食材卸事業者に対する支援を求める意見書

本年初頭から、本県においては緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が長期に渡り発出され続けており、飲食店に対する休業要請や営業時間短縮要請に伴い、飲食店などと取引を行う食材卸事業者の売上が激減している。

例えば、本県所在の食品等を主とする地方卸売市場においても、事業継続を断念せざるを得ない事業者が出始めており、当該市場内の事業者に対する経営状況調査の結果によれば、多くの事業者の売上が激減し、経営が非常に厳しいという状況に陥っている。

しかしながら、国による支援制度である事業者への月次支援金、一時支援金、持続化給付金の給付条件は「月間売上が2019年又は2020年の同月比50%以上の減少」などとなっており、これは、ほとんどの事業者が給付申請を行うことができない水準であると言わざるを得ない。

都道府県は、国の交付金を活用し、休業要請や営業時間短縮要請に応じた飲食店に対する協力金を支給しているが、飲食店などと取引を行う食材卸事業者等への支援策は、月次支援金や持続化給付金などに限定されている。

よって、国においては、長引くコロナ禍により非常に厳しい経営状況に陥っている飲食店などと取引を行う食材卸事業者に対する支援を図るため、当該事業者を対象として、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 国の一時支援金や月次支援金における給付条件に関して、「売上が2019年又は2020年の同月比50%以上の減少」から「同20%以上の減少」に緩和するとともに、給付金額を増額すること。
- 2 持続化給付金を再給付するとともに、給付条件に関して、「売上が前年同月比50%以上の減少」から「同20%以上の減少」に緩和すること。
- 3 月次支援金、一時支援金、持続化給付金の給付金額に関して、売上規模に応じたものとする。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

様

原案可決

議第45号議案

## 米価下落対策を求める意見書

近年、食生活の多様化や少子高齢化を背景に米の消費が長期的に減少する中、昨年来のコロナ禍による外食需要とインバウンド需要の激減などにより、主食用米の販売不振に拍車がかかっている。

国の統計によれば、本年8月末時点における民間の米の在庫は全国で118万トンに上っており、昨年同時期より17万トン増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年と比較すると39万トンの増加となっている。

こうした在庫状況を背景に、JAが農家に示す米の買取価格、いわゆる概算金が、8月末にはコシヒカリ一等で8,300円と昨年の12,200円から32%下落し、本県農家に衝撃を与えた。

このまま米の在庫が積みあがることにより、米価の下落が続けば、小規模農家だけでなく、地域の担い手として農地の集約を積極的に推進している大規模経営の農家の経営に与える影響は非常に大きい。

また、国が推奨する収入保険の加入状況は、本年8月末現在で、全国平均で16.5%と低水準であり、セーフティーネットも十分とは言えない。

コロナ禍による未曾有の危機下にあつて、米農家、地域経済、主食用米の安定供給を守るために、今こそ、より一層の米価下落対策の取組が求められている。

よって、国においては、我が国の食を支える米農家を救うため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 コロナ禍による需要減少に伴う過剰な民間在庫を削減し、米価の回復につながる対策を講じること。
- 2 米価の下落により売上が減少した米農家に対して、コロナ禍における他業種の経営支援策と同様の支援策を実施すること。
- 3 収入保険については、本年度においても、令和2年度の取扱いと同様に「新型コロナウイルス特例」を継続し、下落した米価による収入額を次年度以降の基準額にしないこと。
- 4 水田活用の直接支払交付金をはじめとした作付転換を実現するための予算を継続的かつ十分に確保すること。
- 5 JA所有のカントリーエレベーターを活用し、業務用米、米粉用米、飼料用米等の保管・流通を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣

埼玉県議会議長

様

原案可決

議第46号議案

## 盛土による土砂災害の防止に関する法整備を求める意見書

本年7月、静岡県熱海市で発生した大規模土石流では、多数の方が犠牲となるなど甚大な被害となった。土石流発生の要因については、起点部分の違法な盛土が被害拡大につながったとの指摘があり、再発防止のため、徹底した原因究明と対策を講じることが求められている。

この災害を契機に、国と地方公共団体が連携して、盛土について土地利用規制等に係る法令を踏まえ総点検を実施した結果、本県においては土砂崩落の恐れのある対象箇所は461箇所と判明した。

国は、平成11年6月に広島県を中心に発生した土砂災害を契機に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を制定した。その後、地方自治体においても土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を指定するなど、その危険性の周知に取り組んだ。

本県においては平成15年に「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を施行し、無秩序な土砂の堆積の防止に取り組んできており、市町村でも個別の条例を施行して対応しているところが多い。

しかし、既存の枠組みの中で危険な土砂堆積を防止することは、地方自治体による規制のみでは限界があることから、国のイニシアチブが強く求められるところである。さらに、今後、気候変動に伴う想定を超えた豪雨による土砂崩落の発生にも備える必要がある。

よって、国においては、不適切な盛土による土砂災害から国民の生命や財産を守るため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 盛土に関する全国統一の安全基準を設けること。
  - 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物に該当しない建設残土に対しても、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

様

原案可決

## 犯罪被害者等のための特別休暇制度の義務化等を求める意見書

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、我が国は、犯罪被害者とその家族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け取り組んでいるが、犯罪被害者等への支援には今もなお多くの課題がある。

東京・池袋の乗用車暴走事故で妻子を亡くした松永拓也さんは、本年2月に、所属する「関東交通犯罪遺族の会（あいの会）」と共に、犯罪被害者等が「特別休暇」を取得できるよう企業に義務付けるよう国に求める要望書を提出した。また、松永さんは「心と体の回復や捜査機関への協力、裁判と向き合う時間をいただきたい。」旨述べている。

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害を受けるだけでなく、事件にあったことによる「精神的ショックや身体の不調」、失職や医療費負担などによる「経済的困窮」、捜査や裁判への対応等における「精神的・時間的負担」、うわさ話や報道による「精神的被害」といった「二次的被害」にさらされる。

中でも、治療のための通院、葬儀、役所での手続、裁判への出廷、精神的なダメージなどにより仕事に出勤できなくなることがあり、また、心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障などもありえることから、犯罪被害者等は仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくなく、「経済的困窮」に追い込まれることがある。

これを防止して、犯罪被害者等が仕事を続けられるようにするために、被害回復のための特別休暇制度の導入が強く求められている。

しかし、国が本年3月に公表した「令和2年度『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査報告書」によると、調査に回答した企業2,397社のうち、事件・事故に遭った本人や家族が心身の被害を回復させるために一定期間、仕事を休むことができる「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」を「導入済み」の企業は50社（2.1%）にとどまり、さらに、「制度を知らない」企業は2,112社（88.1%）に上った。当該特別休暇制度の周知不足や同制度導入時における従業員の少ない企業での代替人材確保の難しさといった課題があるとみられる。

よって、国においては、犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 犯罪被害者等の被害回復のための特別休暇制度を企業等に義務付けるよう法制度を整備すること。
- 2 上記制度を導入するに当たり、小規模企業における代替人材確保のための支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長	} 様
参議院議長	
内閣総理大臣	
法務大臣	
厚生労働大臣	

原案可決

## 出産育児一時金の増額を求める意見書

我が国における出産費用については、国の集計によると、令和元年度は正常分娩の場合の全国平均は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均は約52万4,000円となっている。出産にかかる費用は年々増加しており、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっている。平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が差額の約20万円を持ち出している計算となる。

国は、平成21年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、平成23年度には恒久化した。次いで、平成27年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引下げ、本人の受取額39万円を40.4万円に引き上げた。さらに、令和4年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしている。

一方、令和2年の出生数は84万835人で、前年に比べ2万4,404人減少し調査開始以来最少となった。少子化克服に向け、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、子供の成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、出産育児一時金はその大事な一手である。

少子化対策は、我が国の重要課題の一つであり、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは不可欠である。

よって、国においては、現在の出産に要する経済的負担に見合う額に出産育児一時金を速やかに引き上げることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会 議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
少子化対策担当大臣 } 様

原案可決

## 重度心身障害者医療費助成制度における支給対象者の拡大を求める決議

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす社会を実現するためには、障害者の経済的な基盤の確立が不可欠である。

重度心身障害者に対する医療費助成制度は、障害により医療機関にかかる機会の多い重度心身障害者や、その家族の経済的負担を軽減するための制度である。しかし、当該制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者、助成対象範囲、助成方法などが異なっている。



本県の重度心身障害者医療費助成制度は、精神障害者に関しては、その対象を精神障害者保健福祉手帳1級所持者に限定しているが、同手帳2級所持者の多くが、継続して就労を続けることができず、安定した収入を得ることが難しい状況に陥っている。

現在、助成対象を同手帳2級までとする都道府県は8県となっているが、その中には、対象を通院費に限定するなどの部分的導入を行っている例もある。本県においても、そのような事例を参考に、同手帳2級所持者にまで対象を拡大し、医療費の自己負担が大きい障害者を支援する必要がある。

よって、本県議会は、精神障害者の経済的基盤確立の促進を図るため、県において下記の措置を講ずるよう強く求める。

#### 記

- 1 重度心身障害者医療費の対象に精神障害者保健福祉手帳2級所持者を加えることについて、令和4年度に実施される後期高齢者医療の制度改正等による事業費への影響や同手帳2級所持者数の推移などをよく検証し、部分的な導入も含め、対象の拡大について検討を行うこと。
- 2 上記1の検討に当たっては、実施主体である市町村の意見をよく聴くこと。

以上、決議する。

令和3年10月14日

埼玉県議会

原案可決

#### 議第50号議案

### 中華人民共和国山西省における洪水災害に関する見舞い決議

本年10月に発生した豪雨により、中華人民共和国山西省において大規模な洪水災害が発生した。

この災害により176万名以上が被災し、約2万戸以上の住居が破壊され、住民12万名が緊急避難をするなど、深刻な被害が本県の友好省である山西省の広範囲に及んでいる。

15名とも聞き及んでいる尊い命が失われていることは、誠に憂慮に堪えない。

よって、本県議会は、被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げるとともに、被災者の一刻も早い救済と被災地の早期復旧及び生活再建を願うものである。

以上、決議する。

令和3年10月14日

埼玉県議会

原案可決

## 陳情受付状況

番号	受付年月日	件名	陳情者
18	3.6.21	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階 「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従 ほか1団体
19	3.7.5	埼玉県における催事、祭り事、例大祭開催等についての嘆願書	鴻巣市人形3-2-19 鴻巣敬神会露商組合 代表 白井 一郎 ほか2団体
20	3.7.9	パンデミックに潜在看護師を活用すべきと国に意見書を提出することに関する陳情	愛知県安城市百石町2丁目17の6 社会の歪を鋭く追及 政策提言する 世直し集団「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助
21	3.8.5	沖縄本島南部土砂採取計画撤回に関する陳情書	沖縄県那覇市泊1-28-3 沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」 代表 具志堅 隆松
22	3.8.12	埼玉県議会は特別定額給付金の再度実施について求める意見書を政府に提出に関する陳情	愛知県安城市百石町2丁目17の6 社会の歪を鋭く追及政策 政策提言する 世直し集団「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助
23	3.8.25	最大規模降雨に基づく水害リスクの把握とハザードマップ策定指針について	狭山市入間川3-30-9 さやま水防検討会 代表 竹洞 賢二
24	3.8.31	地方公共団体の予算執行と財政運営の信頼性向上を求める陳情書	さいたま市北区奈良町149-28 クルマ減税会 コテイシサン減税会 柿木 裕子
25	3.9.10	埼玉県教職員等その他の職員倫理の改善を求めることに関する陳情	個人
26	3.9.14	交通規制について（苦情申出）	個人
27	3.9.14	「とおり」について	個人

番号	受付年月日	件名	陳情者
28	3.9.14	交通規制標識の設置について	個人
29	3.9.14	一方通行区間の規制標識等について	個人
30	3.9.16	埼玉県における催事、祭り事、例大祭開催等についての嘆願書	鴻巣市人形3-2-19 鴻巣敬神会露商組合 代表 白井 一郎 ほか2団体
31	3.9.24	新型コロナウイルス対策についての陳情	個人

(注) 記載内容は陳情書のとおり記載しています。

# 閉会中における特定事件一覧表

(令和3年9月定例会)

## (議会運営委員会)

- 1 12月定例会会期予定について
- 2 12月定例会の質疑質問について
- 3 議会に関する条例、規則に関することについて
- 4 特別委員会の設置及び変更に関することについて
- 5 委員の選任及び所属変更に関することについて
- 6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について
- 7 報道機関の取材に関することについて
- 8 その他議会運営に関することについて

## (企画財政委員会)

- 1 県行政の総合的企画及び調整について
- 2 歳入の確保について
- 3 行政改革の総合的な推進について
- 4 行政組織及び定数管理について
- 5 情報化の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 市町村行財政の充実について
- 8 地域の総合的な整備の推進について
- 9 土地及び水政策の総合的な推進について
- 10 交通政策の推進について
- 11 公金の出納・保管状況について

## (総務県民生活委員会)

- 1 職員の待遇改善について
- 2 情報公開制度の施行状況について
- 3 政治倫理について
- 4 私学の振興について
- 5 県税に関することについて
- 6 県有財産の管理状況について
- 7 入札・契約制度について
- 8 県営競技事業の施行状況について
- 9 広聴広報について
- 10 NPO活動及びコミュニティ活動の推進について
- 11 人権施策の推進について

- 12 県民文化の推進について
- 13 国際交流の推進について
- 14 青少年対策について
- 15 スポーツの振興について
- 16 男女共同参画の推進について
- 17 消費生活の安定・向上について
- 18 交通安全対策について
- 19 防犯のまちづくりの推進について

## (環境農林委員会)

- 1 環境保全対策の推進について
- 2 廃棄物対策について
- 3 自然の保護及び緑化対策について
- 4 地球環境の保全の推進について
- 5 農林水産業の振興について
- 6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について
- 7 農林水産物の品質及び安全性の確保について
- 8 農林災害対策について
- 9 農村の生活環境の整備について
- 10 農林水産業関係団体の指導について
- 11 試験研究機関の整備について

## (福祉保健医療委員会)

- 1 社会福祉施設の整備拡充について
- 2 社会保障制度の充実について
- 3 児童福祉の推進について
- 4 高齢者福祉の推進について
- 5 障害者福祉の推進について
- 6 健康の保持・増進体制の充実について
- 7 疾病の予防・治療対策の推進について
- 8 地域医療体制の整備拡充について
- 9 環境衛生・食品衛生の推進について
- 10 医薬品などの安全対策の推進について

**(産業労働企業委員会)**

- 1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について
- 2 労使関係の安定確立対策について
- 3 職業能力開発体制の整備拡充について
- 4 雇用対策の推進について
- 5 商工業の振興について
- 6 中小企業金融対策について
- 7 産地産業の振興について
- 8 観光資源の利用促進について
- 9 商工関係団体の指導について
- 10 試験研究機関の整備について
- 11 科学技術の振興について
- 12 工業用水道事業の実施状況について
- 13 水道用水供給事業の実施状況について
- 14 地域整備事業の実施状況について

**(県土都市整備委員会)**

- 1 道路事業の推進について
- 2 河川事業の推進について
- 3 ダム及び砂防事業の推進について
- 4 公共用地の取得及び管理について
- 5 建設工事の管理について
- 6 都市計画行政の推進について
- 7 公園の整備及び管理について
- 8 土地取引の適正化について
- 9 建築行政の推進について
- 10 住宅行政の推進について
- 11 営繕事業の実施状況について
- 12 さいたま新都心の整備について
- 13 下水道の整備及び管理について

**(文教委員会)**

- 1 義務教育の充実について
- 2 高等学校教育の充実について
- 3 特別支援教育の充実について
- 4 生涯学習の推進について
- 5 学校保健教育・体育の充実について
- 6 文化の振興と文化財の保護について
- 7 人権を尊重する教育の推進について
- 8 国際理解教育の推進について
- 9 情報教育の推進について

10 環境教育の推進について

**(警察危機管理防災委員会)**

- 1 警察行政の総合的企画及び調整について
- 2 警察官定員の増加と待遇改善について
- 3 警察施設の整備と管理運営について
- 4 生活安全活動体制の充実について
- 5 地域活動体制の充実について
- 6 刑事警察の強化について
- 7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて
- 8 消防及び防災の強化について
- 9 危機管理の強化について

# 議 会 日 誌

## (本会議・委員会等)

月 日	件 名
7月8日	議 会 運 営 委 員 会
9日	7 月 臨 時 会
8月26日	議 会 運 営 委 員 会
27日	8 月 臨 時 会
9月17日	議 会 運 営 委 員 会
24日 ～10月14日	9 月 定 例 会

## (その他)

月 日	場 所	件 名
7月7日	オンライン 開催	全国都道府県議会議長会委員会
7月7日	オンライン 開催	全国都道府県議会議長会役員会
7月13日	東京都 (書面開催)	地すべりがけ崩れ対策都道府 県議会協議会
7月14日	オンライン 開催	全国都道府県議会議長会総会

## 請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)

## 本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。



詳しくは、埼玉県議会事務局議事課  
(直通 048-830-6238)  
又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ

## 県議会ホームページ

定例会概要や会議録検索、議員名簿など、県議会の情報を掲載しています。また、本会議の様態を配信するほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の会議録の概要も公開しています。

各種検索サイト から [埼玉県議会](#) で [検索](#)

## メールマガジン埼玉県議会

定例会の会期予定や議決の概要など、県議会の最新情報をお届けしています。また、議事堂を彩る生け花を写真で紹介しています。

\*HTML版とテキスト版のほか、ショートテキスト版（スマートフォンや携帯電話向け）で配信しています。

\*登録は、県議会ホームページから。



## 埼玉県議会だより

### 主な内容

- 一般質問の主な質疑質問と答弁
- 委員会リポート
- 意見書、決議
- 県議会からのお知らせ など

\*埼玉県内にお住まいの方には、新聞折り込みによりお配りいたします。県議会ホームページでもご覧になれます。(点字版やデジー版もあります。)

### 〈表紙写真〉

「第16回埼玉県議会フォトコンテスト」 入選作品

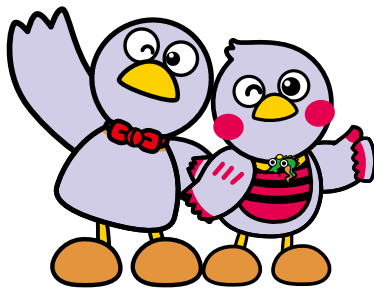
### タイトル「大相撲」

毛呂山町 厚目 正さん撮影  
撮影場所 毛呂山町



昨年度実施した第16回フォトコンテストには、1,276点のご応募があり、審査の結果、「埼玉県議会議長賞」など、26点の入賞作品を決定いたしました。

入賞作品は、埼玉県議会ホームページの「県議会フォトギャラリー」でご覧いただけます。



埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット  
「コバトン」 「さいたまっち」